

平成 2 9 年 3 月 1 0 日

平成 2 9 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 9 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 3 月 1 0 日 (金)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 6 時 0 8 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	竹 内	き み 代	2 番	藤 井	清 隆
3 番	村 山	一 彦	4 番	吉 田	哲 也
5 番	井 上	武 津 男	6 番	岡 田	泰 正
7 番	岡 本	正 意	8 番	小 西	啓
9 番	岡 田	勇	1 0 番	畑	武 志

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	古田良明
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	岡田博之
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	山本千代美

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	7番 岡本正意 8番 小西啓

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1号 平成29年度和束町一般会計予算
議案第 2号 平成29年度和束町湯船財産区特別会計予算
議案第 3号 平成29年度和束町国民健康保険特別会計予算
議案第 4号 平成29年度和束町簡易水道事業特別会計予算
議案第 5号 平成29年度和束町下水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成29年度和束町介護保険特別会計予算
議案第 7号 平成29年度和束町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第11号 和束町農業委員会の委員等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第12号 和束町観光案内所設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第14号 和束町個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第15号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1号 和束町簡易水道事業経営戦略の策定について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

懸案でありました茶源郷行政情報配信システム整備が整いましたので、今期定例会において議会中継の運用試験の様様を録画予定しておりますので、議会中継機器操作補助員の業務のため、施工業者の議場内への入場を許可しておりますので、ご承知ください。

ただいまから、平成 2 9 年和東町議会第 1 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 2 9 年第 1 回和東町議会定例会を招集させていただきましたところ、全員の議員の皆さんにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、日ごろは和東町の行政に何かとご指導、ご協力を賜っておりますことをこの場をかりまして重ねてお礼を申し上げます。

今回の定例議会でございますが、新年度の予算、これは骨格予算になるわけでございます。また、補正予算・条例の設置等ご審議をいただくことになっております。どうか慎重なご審議をいただきまして、原案どおり承認・可決いただきますようお願い申し上げます。

さて、前回の議会において、岡田 勇議員より、今回の町長選挙における私の出馬への意向についてお尋ねをいただきましたが、そのときは私自身の意志が固まっておらず、今後慎重に検討をさせていただき、適切な時期に発表させていただきたいとの旨、お答えさせてをいただきました。

私はこれまで山田京都府政と連携して、「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷

和東」の実現を目指し、住民の皆さんと協働しながら積極的なまちづくりを進めてきましたが、特に、これからの４年間は和東町第４次総合計画の後期基本計画の期間としてもさらに重要な時期を迎えます。

また、過日、京都府より発表され、現在、府議会において審議されています京都府の平成２９年度予算によりますと、特に２９年度はお茶の京都のターゲットイヤーでもあり、その関連事業として多くの予算が計上されており、また何よりも和東町の多くの住民にとって長年の願いでもありました府道宇治木屋線犬打峠トンネル化に向けての予算化や相楽東部地域のこれからの地域づくりに対する予算化などが図られています。今回の緊縮予算にもかかわらず、相楽東部地域に一定配慮された予算にもなっており、また、そのことは職務の一端を担う私たち関係町村にとりまして大きな責任を痛感するところでもあります。そうした意味からも、和東町のこれからの４年間は、将来を担う非常に重要な時期にあります。

こうした状況を踏まえ、熟慮に熟慮を重ねた結果、これまでの経験を生かし、引き続き山田京都府政とさらに連携を深め、和東町の未来を見据えたまちづくりをより一層力強く進めてまいりたく、今回の町長選挙において出馬の決意を固めさせていただきました。ここに合わせてご報告申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にどうもありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、７番、岡本正意議員、８番、小西 啓議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私からは、報告案件1件を報告させていただきます。

報告第1号

和東町簡易水道事業経営戦略の策定に関する報告書

平成29年3月10日報告

和東町長 堀 忠雄

皆さんのお手元にお配りしております報告書の1ページをお開きください。

本町の簡易水道におきまして、和東町簡易水道事業経営戦略というのを計画させていただきました。

これにつきましては、公営企業は独立採算制を基本原則にしながら、将来にわたって本来の目的である公共の福祉を増進し、老朽化に伴う更新・投資の増大、人口減少に伴う料金の減少等により経営の環境が厳しくなる中、みずからの経営についての的確な現状把握、中長期的かつ計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、健全化を図ることを目的に計画するものです。

それでは、皆さんの資料を1枚めくっていただきまして、2ページをごらんください。

経営の概要でございます。

平成12年度下水道事業の供用開始とともに、水道料金、下水道料金の徴収事務を

一元化、平成13年に職員の特殊勤務手当8%を4%に減額、下水道事業と建設課を統合してまいりました。

また、平成14年度には手当を廃止しております。

そして、平成15年度、一時借入金を金融機関から借り入れず、基金運用にて資金の調達を実施し、利息の発生を軽減しております。

18年度には水道料金徴収業務の委託を廃止しております。

そして、平成19年度、料金改定を実施し、平成20年度に繰上償還及び低金利への借換債を発行、検針業務等の個人委託等、またポット等の機械を導入することで業務の軽減を図っております。

その後、平成17年度から簡易水道の七つの水源を3水源に統合し、現在、31年度を目途に統合簡易水道の一元化を目指しております。

これに伴いまして、将来の環境でございます。簡易水道における将来の環境につきましては、給水人口が、現在、平成28年度では4,096人、これが10年計画の10年後には給水人口が約3,090人と約1,000人の人口減が見込まれております。

続きまして、有収水量でございます。

これは皆さんのほうに水道を使用してもらう量でございますけども、年間総有収水量につきましては40万7,349トンでございます。それが平成38年には30万8,870トン、こちらのほうも約10トン程度減少するということが見込まれます。それに伴いまして給水に係る料金が減少します。減少することに伴いまして、料金の見直しを今後検討していかなければならないということが発生します。このような状況の中で、経営戦略につきましては、平成27年度から10年間を目途に策定しております。

報告書に記載してありますように、経営の方針としましては、安定供給を維持するため適切な修繕や更新等の維持管理、料金体系の適正化、事務事業の見直しなど、今後、

この計画をもって行っていく予定をしております。

あわせて、投資・財政計画でございますが、水道料金の営業収益が減少傾向にあります。これは人口の減少が主な要因と思います。これに伴いまして、今後、水道料金の見直しをこの計画では32年度以降に計画をしたいというような計画になっております。これにつきましては、32年度という年度につきましては、統合事業につきまして、平成31年にほぼ完成が見込まれておりますので、その段階での見直しという計画をしております。

また、これに伴いまして投資等も出てきます。先ほど申しましたように、経営戦略では基本借入れをなくし、一般財源からの繰り入れのみで経営をしていく考えをしておりますので、起債の一般借入額の2分の1を町からの一般繰り出しということで考えておきまして、その残りの財源を賄うために営業収益の見直しを行うことが今回の料金改定に係るということになります。これにつきましては、どの程度を値上げをしていくのかということについて、今後また水道委員会等に諮問をし、その結果を持って議会において承認をいただきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在、国からの公営企業会計の移行の方向性が持ち出されておりますけれども、本町につきましては人口5,000人以下ということで、簡易水道事業でこれを一元化することで今後経営の安定を図る、また、業務の改善をしていくということで今回の計画を策定させていただきました。

この10年間につきましては、和束町簡易水道事業計画に基づきまして、今後、簡易水道事業を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

議長より報告いたします。

監査委員より、平成28年度第8回、第9回、第10回の出納検査結果の報告があ

りましたので、結果報告を希望の議員は事務局にてごらんください。

次に、２月２１日付で、撰原区長、松田 秀氏から、町道撰原下島線拡幅工事の再開について要望書が出されております。

また、京都府南部地域に地方裁判所、家庭裁判所支部を設置することを求める意見書の採択について陳情書が出されております。

以上で、報告を終わります。

日程第４、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、井上武津男議員。

○総務厚生常任委員長（井上武津男君）

それでは、私から、総務厚生常任委員会報告を行います。

本委員会は２月２７日に町長・副町長、関係課長の出席を求め、平成２８度の事務事業の進捗状況と平成２９年度の予算概要について調査を行いました。

初めに町長から、「平成２９年度はお茶の京都ターゲットイヤーでもあり、京都府でも積極的な予算が組まれて、また、懸案でありました犬打峠のトンネル予算も計上され、重要な年であります。町長選挙もあることにより骨格予算となっています」との説明がありました。

次に、平成２８年度予算の執行状況の概要説明があり、歳入予算の総額３億３,７７５万円に対して２月２０日現在で２億３,８８１万円の収入で、収納率は約６３％。歳出では２億１,０１０万円で、約５８％の執行率でした。

また、繰り越し事業では、歳入３億１,７０２万円に対し１億８,３０５万円の収入で、収納率は約５７％、歳出は２億５,５６８万円で、約８０％の執行率でした。

これを各課別に見ますと、総務課では、２８年度役場庁舎改修や耐震補強に向けた改修工事も大詰めとなり、議会音響設備の更新及び光ボックスを活用して議会中継を視野に入れ３月から運用、また、平成２７年７月からの町営バス木屋線運休に伴うタクシー運行业務が実施され、今年度１月末で延べ４８名の利用があり、同じく、２７

年度から開始された大学生など奨学金給付事業において、今年度では高校生3名、大学生1名が対象になったとのことでした。

地域力推進課では、地域おこし協力隊により、2月22日、ワークショップが行われ、20名の参加があり、お茶の京都博に向けた灯りイベントが2月18日から19日に開催され、500人の参加、同じく、観光コンテンツ充実事業では、町内の特産品づくりや観光体験ツアー支援に8団体に補助とのことでした。

これまで景観計画の策定に向け策定委員会を3回開催し、現在、パブリックコメントを実施、3月中旬に4回目の会議を計画しているとのことでした。

また、協働の町づくり補助事業では、一般公募による2団体へ交付を決定し、現在、加募集を行っているとのことでした。

税住民課では、保険給付費一般被保険者医療給付費負担金の被保険者数は1,537名、世帯数835世帯、人間ドック受診者数130名、特定健診受診者数340名で、受診率は前年度より3%伸び、38%との報告がありました。

福祉課では、満70歳以上を対象とする高齢者肺球菌ワクチン接種に3名が、乳幼児のインフルエンザ予防接種では54名がそれぞれ対象となったが、成人女性等風疹ワクチン接種については現在まで申請がないとの報告でした。

また、前年度の繰り越し事業である高齢者年金生活者等支援臨時福祉給付金では、588人が給付とのことでした。

次に、平成29年度の一般会計及び特別会計の主要事業などの調査を行いました。予算特別委員会で審査することから、概要の説明を受けるにとどめました。

平成29年度の一般会計予算の総額は30億1,950万円、対前年度比3億2,950万円で、9.8%の減額となっています。

特別会計は6特別会計合計で21億5,716万円、昨年比べて2億570万円、8.7%の減額となりました。

減額の主なものは、一般会計では役場庁舎改修事業完了によるもの、特別会計では、

国民健康保険特別会計については保険給付費の減、簡易水道特別会計は事業費の減が主なものでした。

これらの説明に対し各委員からは、海洋センターの屋根の改修対策は、3町村広域バス実証運転結果は、機能別消防団員の実態は、バス停留所の改修、町税の収入未済対策、各区に地域おこし協力隊担当は配置はできないのか等々、多くの質疑が交わされました。

午後からの現地調査では、観光案内所の視察担当者からの説明を受け、竣工式典は3月26日に実施される予定で、当日の現地調査を終えました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員会副委員長、岡田 勇議員。

○産業常任委員会副委員長（岡田 勇君）

去る平成29年2月17日に開かれました産業常任委員会の報告をいたします。

式部てん茶加工工場についてであります。

この事業は、平成28年度執行の農業費の産地パワーアップ補助金1億5,549万円の事業で、昨年11月に入札が行われ、今日まで施工中であります。この事業は農家の経営安定を図るための目的でされる事業ですが、これには複雑な事情があり、不透明な部分も多々あります。

各委員から質問が殺到され、行政側については回答に苦慮されておりました。双方、理解を得られず、結論的に、この事業の主体性はどこにあるかという結果になりました。農協でもなし、行政でもなし、あくまでもこの制度を受ける農家の方々であります。しかし、農家の方々は施主代行方式を採用され、全農に任せられました。

この方式については独特な方式でされておりますので、委員会としては、住民の方々から非常にわかりにくいという声がたくさんありました。公平公正に透明性が薄いと判断せざるを得ないと。

今後この事業を採用するに至っては、さきに述べたことを十分注意をし、積極的にこの事業の補助金を採用するのは難しいと委員会での結論になりました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員会委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員会委員長（吉田哲也君）

それでは、私のほうから、産業常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、2月28日に町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、各課における平成28年度の事業の進捗状況や平成29年度の予算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに、堀町長から、「平成29年度は町長選挙もあることにより骨格予算となっています」との説明がありました。

その後、各課の事業進捗状況について報告があり、初めに奥田副町長から、2月16日現在での一般会計全体と繰り越し事業の執行状況が説明され、それぞれ58%と80%の執行率であるとの説明を受けました。

続いて、農村振興課及び建設事業課から主な事業の進捗状況が報告され、農村振興課では、中山間地域等直接支払交付事業は14集落81人であり、青年就農給付金給付事業では対象者は6名、また、共同製茶等省力化推進事業は乗用型摘採機2台申請中、森林税を活用した豊かな森を育てる府民税交付金事業では、林道等機能向上事業・保育用備品・和束の森探検隊補助等に活用され、野生鳥獣個体数調査事業では対象区域の協力により進めており、現在の猿捕獲数は34匹との報告がありました。

また、建設事業課では町営住宅の建てかえや繰り越し事業の門前橋整備事業等はいずれも完成し、本年度事業も現在完成に向けて進行中であるとのことだった。

次に、平成29年度の一般会計及び特別会計の主要事業などの調査を行ったが、予算特別委員会で審査をすることから、概要説明を受けることにとどめました。

以上の説明後、各委員から質疑があり、農村振興課関係では山林面積を算入されて森林税がなされているのか、てん茶加工工場の進捗完成は、農地中間管理機構の活用、茶業振興の一環としての出品茶の取り組み。また、建設事業課関係では、公共料金の滞納状況、計画している道路整備事業の補助金を京都府に強く要望等の意見や質問がありました。

午後からは、最近、特に府道木津信楽線に不法投棄されている現地調査を行い、この日の事務調査を終えました。

以上で報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域事務組合議会、小西 啓議員。

○相楽郡広域事務組合議会（小西 啓君）

平成29年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会が2月20日に相楽会館2階大ホールにおいて開催されましたので、報告いたします。

組合の主な取り組みについては、次のように報告がありました。

1点目として、し尿処理業務では搬入量は年々減少しており、平成28年12月末現在では、し尿は前年比8.6%の減、浄化槽汚泥は前年比4.6%の減であり、全体では6.3%の減少となっており、今後も減少していくことが予想される。

2点目として、相楽消費生活センターについては、平成28年12月末現在での相談件数は433件、1日平均2.4件の相談で、前年と比較すると35件、7.5%の減少となっている。

3点目として、相楽休日応急診療所については、平成28年12月末現在の受診者数は463人、1日当たりの受診者数は平均すると8.9人であった。年末年始の受診者数は本格的なインフルエンザの流行がなかったものの、昨年度より増加、5日間で89人、1日当たり平均18人が受診され、昨年度の平均13人を上回っている。

4点目として、相楽会館については、貸室は大ホールのみで、平成28年12月末現在の実績は、19件、1,771人の利用であった。

5点目として、特別会計の「ふるさと市町村圏振興事業」では、ホームページにより本組合が保有する情報の発信をしている。

続きまして、同意第1号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任については、笠置町監査委員の仲北悦雄氏を再任することについて提案され、全員賛成で同意されました。

次に、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与について平成28年8月8日に人事院勧告がなされ、同年11月16日に給与法改正案が成立されました。組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に扶養手当を改定する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものです。

賛成多数で認定されました。

次に、議案第2号、平成28年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）については、平成28年度一般会計予算から歳入歳出それぞれ1,021万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,503万4,000円とするものです。

歳出では、一般管理費、休日応急診療費、し尿処理費等の不用見込額の減額の補正を行い、歳入では、市町村分担金、し尿搬入量の減少による負担金、相楽会館使用料、浄化槽汚泥投入手数料、府補助金、雑入をそれぞれ減額し、前年度繰越金の確定額を増額する補正を行うものです。

全員賛成で可決されました。

次に、議案第3号、平成28年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）については、平成28年度特別会計予算から歳入歳出それぞれ99万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,360万9,000円とす

るものです。

歳出では、ふるさと市町村圏振興事業基金積立金の増額、休日応急診療費のうち休日応急診療費予備費の減額補正を行い、歳入では、休日応急診療所の一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の確定額を増額する補正を行うものです。

全員賛成で可決されました。

次に、議案第4号、平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計予算については、平成29年度一般会計の予算総額を3億5,600万円と定めるものです。

歳入の主なものは、分担金及び負担金が3億3,111万8,000円、歳出の主なものは、総務費で3,788万3,000円、衛生費で3億602万9,000円、商工費で1,072万7,000円です。

全員賛成で可決されました。

次に、議案第5号、平成29年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算については、平成29年度特別会計の予算総額を1,705万円と定めるものです。

歳入の主なものは、休日応急診療所収入が1,675万7,000円。歳出は、振興費で29万3,000円、衛生費（休日応急診療所関係）で1,675万7,000円です。

全員賛成で可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、山城病院組合議会、岡田泰正議員。

○山城病院組合議会（岡田泰正君）

山城病院組合議会の報告をいたします。

2月15日、平成29年第1回国民健康保険山城病院組合議会は、山城病院の会議室で開催をいたしました。

山城病院組合管理者より、昨年12月3日に「合同災害医療訓練」を山城南医療圏

全体で実施をし、山城広域振興局山城南医療圏内の各市町村、消防・警察・医師会等約140名の参加がございました。そして、ことし1月から常勤の整形外科医1名を増員したとの報告を受けました。

一般質問では、「地域医療支援病院の資格取得について」などについて4名の議員から質問がございました。

第1号議案、平成28年度国民健康保険山城病院組合事業会計補正予算（第2号）について、第2号議案、平成28年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）については、審議の結果、全員賛成で可決をいたしました。

第3号議案、平成29年度国民健康保険山城病院組合事業会計予算では、予算規模は収益的収支で75億7,489万円、資本収支で7億7,837万円、また、第4号議案、平成29年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算では、予算規模は収益的収支で5億1,565万円、資本的収支で5,646万円の提案があり、慎重な審議の結果、それぞれ全員賛成で可決をいたしました。

以上で、山城病院組合議会の報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、吉田哲也議員。

○相楽中部消防組合議会（吉田哲也君）

相楽中部消防組合議会報告をいたします。

平成29年第1回相楽中部消防組合議会定例会が、2月20日、管理者、副管理者、関係職員出席のもと開催されました。

最初に、河井管理者から報告があり、（1）住宅用火災警報器設置状況の件、（2）救急救命士格養成についての報告、（3）消防職員採用状況の報告、（4）消防本部・消防署の新庁舎建設に関する調査の進捗状況についての報告、（5）消防施設装備等の整備及び主な事業についての報告、（6）平成28年の管内災害状況について報告、以上6点の報告がありました。

次に、同意第1号、相楽中部消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求める件。平成29年3月15日に公平委員会委員の西窪 量氏が任期満了となることに伴いまして、引き続き、同氏を公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるもので、採決の結果、賛成者全員で同意。

同意第2号、相楽中部消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求める件については、平成29年5月28日に公平委員会委員の池田慶四郎氏が任期満了となることに伴いまして、新たな公平委員会委員として横谷富士男氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるもので、採決の結果、賛成者全員で同意いたしました。

同意第3号、相楽中部消防組合監査委員の選任につき同意を求める件では、平成29年5月20日に監査委員の武田 治氏が任期満了となることに伴いまして、引き続き同氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるもので、採決の結果、賛成者全員で同意いたしました。

次に、議案第1号、相楽中部消防組合職員定数条例一部改正の件では、消防の最も基本的な行政責任である地域住民の「生命・財産」を守るという任務を果たすため、消防力の維持・強化を図っていかなければならないところであり、このため、長期にわたる研修、派遣、介護休暇及び育児休暇等により複数の職員が不足した場合、消防力を維持することが困難となり、職員定数条例の中で定数外にする特例規定をお願いするもので、採決の結果、賛成者全員で可決されました。

議案第2号、相楽中部消防組合職員の給与に関する条例等一部改正の件。平成28年11月24日、「一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、当消防組合においても職員の給与に関する条例等の一部を改正するもので、改正内容は扶養手当について、①配偶者に係る手当額を1万3,000円から6,500円に減額、②子に係る手当額を6,500円から1万円へ増額、また、介護休暇制度の改正に伴い、介護休暇の分割取得及び介護時間の新設によって改正するも

ので、賛成者多数で可決いたしました。

議案第3号、平成29年度相楽中部消防組合一般会計予算の件では、平成29年度当初予算は歳入歳出それぞれ14億1,760万円で、前年度比較で1,860万円の増額。

主な理由は、人事院勧告に伴う給与改定により給与総額が増加、同じく、職員手当で人事院勧告を受けて地域手当、勤勉手当が増額したもので、採決の結果、賛成者多数で可決されました。

以上、報告とします。

○議長（畑 武志君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、竹内きみ代議員。

○相楽東部広域連合議会（竹内きみ代君）

それでは、相楽東部広域連合議会報告をさせていただきます。

平成29年相楽東部広域連合第1回定例会は、3月9日午前9時30分から笠置町議場で開催されました。

開会宣言に続いて、会期の決定後、閉会中の委員会報告があり、次に3名による一般質問が行われました。

初めに、奥森議員から、平成31年3月まで、あと2年となる中で、ごみ処理について、南山城小学校への太陽光発電等の導入について、続いて私から、相楽東部広域連合が発足して9年目を迎えた。これまでの成果と課題についてや、学校における「がん教育」推進について、最後に坂本議員から、小学校教育についてそれぞれ一般質問を行いました。

次に、議案第1号、平成28年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ53万2,000円を追加し、歳入歳出総額を8億3,563万5,000円とするもので、主な補正内容は、学力向上システム開発校事業や

土曜日を活用した教育のあり方、実践研究事業費用を補正したもので、全員賛成で可決されました。

議案第2号、相楽東部広域連合教育長の給与、勤務時間その他、勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、第1条中「教育公務員特例法」を「地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。また、第3条中「月額53万5,000円」を「月額56万円」に改めるもので、審議の結果、賛成多数で可決されました。

議案第3号、相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、第2条中、主なものは、教育委員会の委員「年額10万円」を「年額13万5,000円」に、学校教育指導主事「月額16万円」を「月額17万円」に、ほかにも年額から日額に改正するもので、審議の結果、賛成多数で可決されました。

議案第4号、平成29年度相楽東部広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ8億9,581万4,000円とするもので、前年度と比較すると6,755万5,000円の増額となっています。

新年度予算では、L G W A N機器購入費やセキュリティ保守委託費、ハードウェア等機器一式購入費や関係するネットワーク保守委託料、各小中学校における校内L A N設備による備品購入費やトイレ改修工事設計業務委託料、和東小学校雨漏り改修工事費や空調設備工事費等を計上したものなどであり、審議の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、委員会閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、閉会いたしました。

以上で、平成29年相楽東部広域連合第1回定例会の報告といたします。

○議長（畑 武志君）

次に、京都地方税機構広域連合議会、岡田泰正議員。

○京都地方税機構広域連合議会（岡田泰正君）

平成29年2月京都地方税機構議会定例会について報告をいたします。

京都地方税機構議会定例会は、平成29年2月26日（日）午後1時30分より京都府庁旧本館1階「旧議場」において、全員協議会開催後、午後2時より同会議場で本会議が開催されました。

日程第1、諸報告で議員の異動報告があり、例月出納検査結果報告（平成28年6月から12月執行分）及び定期監査結果報告の書面提出がございました。

日程第5、第5号議案、監査委員選任についての同意案件では、与謝野町の勢旗毅氏が選任されました。

日程第6、第1号議案、平成29年度京都地方税機構一般会計予算は、歳入歳出予算総額21億6,982万円。歳入は各構成団体からの負担金収入であります。歳出は派遣職員の人件費負担金15億1,875万円、業務運営費に6億5,107円を計上した金額です。

第2号議案、平成28年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）、補正予算の総額は歳入歳出それぞれ3億6,228万円を増額し、予算総額を24億6,472万円とするもので、今回の補正は、派遣職員の人件費及び業務運営費でございます。

第3号議案、京都地方税機構第2次広域計画変更の件は、自動車関係税申告書等受け付け事務に係る規約変更に伴い、当機構広域計画についても必要な変更を行うものであります。

第4号議案、京都地方税機構職員定数条例等の一部改正の件は、自動車関係税申告書等受け付け事務を本年4月から業務執行するに当たり、既存の関係条例の改正を行うものである。

質疑討論の結果、第1号議案は賛成者多数、第2号議案は全員賛成、第3号議案は賛成者多数及び第4号議案は賛成者多数でそれぞれ可決をいたしました。

日程第6、一般質問は、徴収業務の取り組み状況等について、その他多岐にわたり5名の委員から質問をされました。

以上にて、平成29年2月京都地方税機構議会定例会の報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、竹内きみ代議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会（竹内きみ代君）

それでは、京都府後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

平成29年2月1日午後1時30分から、メルパルク京都7階会議室において、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員による全員協議会が開催されました。

内容として、初めに広域連合議会議員の紹介があり、その後、要望書として提出されていた議会運営委員会の設置を求めることについて協議がありました。この件については、これまで何度も検討されてきましたが、広域連合議会議員の任期は市町村議会議員の任期となっているため、議員の改選の都度、議会運営委員会委員の選任を行う必要があることや、平成27年第2回定例会からは定例会の1週間前に全員協議会が開催されており、議会運営委員会の役割を併せ持った運営をしてきていることなどから、議会運営委員会を設置することについての要望は否決となりました。

その後、議案内容について事前説明がありました。

続いて、2月10日午後1時30分から、京都府国民健康保険団体連合会第1会議室において京都府後期高齢者医療広域連合議会平成29年第1回定例会が開催されました。

最初に議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定等が決まりました。

続いて、議案第1号から議案第7号まで、佐々木広域連合長から説明がありました。

次に、4名の議員から一般質問が行われました。

続いて、議案第1号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）が提案され、主な補正内容としては、市町村が実施する人間ドック費用助成や平成27年度に概算で交付された国庫支出金の精算に係る返還金等についての増額補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,208万3,000円を追加

し、予算総額 10 億 440 万円に補正するもので、慎重審議の結果、賛成 19 人、反対 6 人で可決されました。

議案第 2 号、平成 28 年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）では、平成 27 年度に概算で交付された国庫支出金、府支出金及び市町村支出金等について超過分の返還金の増額によるもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 92 億 2,844 万 9,000 円を追加し、予算総額を 3,321 億 9,675 万 8,000 円に補正するもので、賛成者全員で可決されました。

議案第 3 号、平成 29 年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算については予算総額 7 億 6,790 万円とするもので、対前年度比 4,558 万 3,000 円の増であり、6.3%の増となっている。歳出は、新規事業として平成 29 年 7 月から個人番号制度の運用が開始することに伴い、国が構築した情報提供ネットワークに接続し維持運用するための経費や、国の制度改正に伴い国庫支出金を財源とした広報・周知経費などであり、慎重審議の結果、賛成 19 人、反対 6 人で可決されました。

議案第 4 号、平成 29 年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、予算規模は 3,324 億 150 万 2,000 円で、対前年度比 104 億円の増、率にして 3.2%の増となっている。歳入は主に市町村が収納する保険料、保険給付費や国・府・市町村の保険者等からの支援金である。歳出の大半は保険給付費となっています。慎重審議の結果、賛成 19 人、反対 6 人で可決されました。

議案第 5 号、京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案され、改正の内容として主なものは介護休業の分割取得ができることなどであり、全員賛成で可決されました。

議案第 6 号、京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案され、改正の内容として、育児休業の対象となる子の範囲の見直しであり、全員賛成で可決されました。

議案第 7 号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を

改正する条例の制定について提案され、改正の内容として、保険料軽減対象を拡大するため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令において、対象となる軽減判定所得の基準額が引き上げられたことによるものであり、賛成19人、反対6人で可決しました。

発議第1号については、後期高齢者医療保険料「特例軽減」の継続を求める意見書について提案され、賛成者少数で不採択となりました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

以上で、報告を終わります。

会議の途中ではございますが、ただいまから10時50分まで休憩いたします。

休憩（午前10時37分～午前10時50分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第61条第1項及び第2項の規定に基づき行ってください。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可します。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

議長のお許しをいただき、12月議会に引き続き一般質問をいたします。

その折、私の質問に町長は、その真意をくみ取り、みずからの反省かのような答弁をされました。これにつきましては、先ほど町長が出馬表明をされましたので、ありがたく思っております。

その中でマウンテンバイク、以下、MTBと省略させていただきますけども、この件についてであります。湯船地域の辺地対策として早稲田大学との大学連携での提案、また、地元住民そして区長や区役員の方々にも参加をいただいて、議論の場でその方向性が決まったように答弁されました。

このようなプロジェクトを決めていくのに湯船区民だけが地元となり得ますか。私の認識では、地元住民というのは和東町全体を指すのではないのでしょうか。なぜならば、全てが湯船地区だけで完結できるものでもなし、この手の大きいプロジェクトは町を挙げて行うべきイベントであります。ただ、会場が湯船地区というだけのことであり、今までの変な懸案事項が一切解決されていないにもかかわらず、それを行おうとする。

道路事情しかり。以前より申し上げております木津信楽線の自転車対策もままならない状態で、このようなビッグプロジェクトの誘致を行う自体、町の安全・安心を推進する町長が行うべきでしょうか。全ての懸案事項が解決された状態で、いわば、我が町の受け入れ体制ができた段階での誘致なら町長が言われることも一定の理解はできますが、道路事情が全く改善されていないにもかかわらず、このような誘致をされる。答弁の中では、「ほとんど京都府にお願いをしなくてはならない問題である」と言われておりますが、まさかMTBのワールドマスターズの開催だけで近辺の道路整備、また木津信楽線の整備がセットで来るとお思いですか。これだけの事実があるのに、道路事情に拍車をかけるだけのことと思えてなりません。

今、問題になっているロードバイクです。実業団のロードレースチームならまだしも、今、我が町にやってきているのは、道路交通法も遵守しない素人ばかり。適度なアップダウン、また空気もよいと。きれいであります。ただ単に走っていて気持ちがいいというだけで、格好から入ってロードレーサーに乗っているだけの一過性のものであります。その一時のブームに我が町は右往左往しているんです。その火に油を注こうとしているのが今回のMTBであります。

これで私が言っている意味を理解していただけますか。湯船地区だけの問題ではないんです。京都府と連携し、ワールドマスターズを開催した後も府がきちんと後々の手当をしてくれるなら問題はないでしょう。しかしながら、それって、今、確約できますか。一度、やってしまったことは後戻りできず、下火になった後も素人愛好者はやってまいります。府が手を引いた後も我が町が面倒をみなければなりません。それもほとんどお金を町に落とさない自転車愛好家の人々だけです。

町長、兵庫県にあるグリーンピア三木はご存じですか。これは日本有数のロードレースとMTBの聖地であります。今のブームが始まる否か、遙か以前に、30年以上前より日本の自転車業界を牽引してきた聖地、グリーンピア三木。しかしながら、平成13年12月の閣議決定に基づく全国グリーンピアの廃止・譲渡、国が企画をしたにもかかわらず、大事業であるのにもかかわらず、それが既にはないんです。自転車愛好家が崇拝してきたグリーンピア三木です。それよりも遥かに遥かに規模の小さい湯船がですよ。やっていけると思われますか。

今のグリーンピア三木は民間が買い受けていますが、実際は地域の負の遺産であります。自転車が走りやすいように多額の費用を投じ、周辺道路も全て整備して、世界有数のプロレーサーが出場する大会まで行っているのに、結果は破綻。

よくよく考えていただきたい。前回の12月答弁ではそこまで詳細な京都府とのパートナーの話はお聞きできなかったが、実際、我が町でやる我が町のインセンティブは何なのか、明確にお答えください。

今までの町長のご発言により、山田知事とはかなりの入魂の関係と伺っております。我が町のことを常に考え、今回の私の質問には全て回答できる材料をお持ちだと思います。まさか、単に我が町に何のメリットもない状態でお引き受けしたわけではないと思います。ある意味、町政4期の実績をアピールできる質問を私はさせていただきました。ぜひ、お答えください。

次に、東部クリーンセンターの件であります。運営等については東部連合で議論

するものと承知をしております。しかしながら、以前から私が申し上げていることに明確な回答が一切なされていません。きょうは明確な答えが聞けるまで徹底的にお話をさせていただきたいと思います。

今、問題となっている施設、東部クリーンセンターは、我が町、和束町にあります。石寺、下島、撰原の地元の方々は、いつ起きるともわからない危険と隣り合わせで、日々、茶業や各種農業を営んでおられます。これは全て我が町の町民です。よくある行政サービス格差ならまだしも、この方々は同じように町民税を課税され、命の危険をさらして仕事をして、納税もしてもらっております。これは理不尽きわまりないと思いませんか。

今までの答弁では、「費用がない」、また「係争中だから手をつけられない」、これは限界なんです。少なくとも私は町民の付託を受けてバッジをつけさせてもらっております。その町民の方々が危険にさらされている状況をわかったまま手をこまねいて静観するなど到底できない。もちろん、町長も同じ考えだと思います。

私は町長を責めているわけではありません。なぜ打開策を考えないのか、そこを常々言っているのであります。

この問題が、公に出る前に、事故等が起こったならば、町長以下、当局側が「余りにも急過ぎて、対応ができなかった。大変遺憾です」と記者会見の場で頭を下げればよいが、これは既に表舞台に問題化されている案件であります。それも毎回質問をさせてもらっております。事故が発生して、済まなかったでは済まない状況であることがわからない町長ではないと思います。これは表舞台で物を言うものではないが、行政は行政なりに身を守れと言っております。これが住民の安全につながるわけでありませぬ。

問題化している以上、知らぬ存ぜぬでは済まされませぬ。行政訴訟になる。町民の安全・安心を担保するためにも、一歩でも二歩でも、進捗さすべきではないでしょうか。

「できない」、「できない」と言っている時期はもうとっくに過ぎております。係争中だから手をつけられないという理由は、町民の命を守るべき町長が言って許される言葉ではありません。持論ではあるが、「できる」よりも「できない」と言うほうが本来難しいのです。できないということは、あらゆる可能性を全て検証し、そして試み、そこまでして初めて「できない」と答えられます。

私が考えるに、この件に関してはその域まで到達できていないと思います。責任のなすりつけ合いをただ静観して一番被害をこうむるのは、あなたが守っているはずの和東町民なんです。係争中と言いわけなしに、今、何ができるのか、明確にお答えを願いたい。

技術的な問題をここで議論をしてもせんなきことでもあります。はっきり言えるのは、学識経験者の診断によるマグニチュード6.5以上で崩壊するという事実、これはまた、ここ数年、急激にふえております時間雨量にも耐えられない状況であります。想定外の〇〇では済まされないのであります。それでは、私の今の質問で想定しておられると思いますから、想定外は通用いたしません。明確なお答えをお願いいたしたいと思います。

次に、質問の3を飛ばして、2、4が関連をいたしますので、まず、4の相楽東部広域連合の見直しについて質問させていただきます。

相楽東部連合は設立以来、今日まで約8年経過をしております。当初は教育や環境施設を一元化し、コストの削減に努めることを目標と設立いたしました。近年、その目標は目的とは反し、年々、費用が増大しております。

そこで、質問なんですが、この事業について事務事業評価、検証を行っておられるのか。

本来、相楽東部広域連合での話になりますが、この連合に対し、和東町も出資されておるわけですから、評価結果と今後の運営方針を含めてご回答願いたい。まさか町の負担金を払うだけで何の検証も行っていないわけではないと思うので、明確なお答

えをお願いいたします。

次に、質問事項の3の子育て支援における保育園、小中学校の給食費、修学旅行費等の負担無償化について質問をします。

先般、新聞報道で、隣の笠置町が小学生の給食費を個人から徴収しないで全額笠置町が負担し、実質無償化になるとのことが載っておりました。また、以前には和東町議会においても他の議員から、小中学校給食費・修学旅行費の無償化についての質問がありました。町長は財政事情を考え、教育委員会と協議し検討したいとの答弁であったように思います。

そこで、私が昨年度の決算書等で確認したところ、財政調整基金に5,000万円、地域福祉基金に7,000万円を積み立てておられます。また、基金全体の残高も15億円を超えております。町長の政策次第では、笠置町や伊根町のようにできるのではないかと考えております。

さらに保育園、保育料の無償化についても第2子、第3子の無償化の取り組みも、国を初めとし各自治体で広がり始めている、このような状態であります。特に、大阪府守口市では今年より、保育料、幼稚園の保護者負担を無償にすると聞き及んでいるところであります。

子育て支援は未来への投資であります。すなわち、子供の投資は将来のまちづくり、日本を支える未来への投資でもあります。また、定住のまちづくりの実現、推進をすることで活力と希望のまちづくりになります。さらに女性の活躍支援として、安心して子供を育てる男女がともにその力を精いっぱい発揮できる政策として位置づけられるのではないのでしょうか。このような政策することこそ和東町にとって最も重要な政策ではないかと思えます。町長の明確な答弁をお願いいたします。

次に、5の質問事項の各区町道に設置をされている防犯灯の電気代についてであります。

和東町では区が電気代を全て負担しております。こういうケースは近隣町村の自治

体は全て行政が負担をしております。和東町は異例と言わざるを得ないのであります。

昨今、区の財政事情が厳しく、大変負担になっていると聞き及んでいます。私は以前から、少しでも負担を軽減できないものかとお願いをしてまいりましたが、その後、検討していただいたのでしょうか、お聞かせください。

次に、6の質問事項の町道整備及び町営住宅についてであります。

先ほど当初に議長から報告がありましたとおりに、各区から町道整備についての要望書が出ております。撰原区の要望書については、去る産業常任委員会で各委員から一般質問に取り上げてはどうかという意見が多数ありましたので、この要望書については十数年前から要望が出ておりますが、なかなか取り上げてもらえなかったようであります。一体、町長はいつになったら取り上げてもらえるのか、町長及び建設課長にお答えください。和東町においては、町道整備はまだまだたくさんやらなくてはならない現状であります。町長はきめ細かく区の事情を聞き、早く実行に移すべきだと思います。

もう1点、町営住宅についてであります。

一昨年より東区における町営住宅の建てかえが進みました。去年完成に至りましたが、いまだ十数軒の入居者が決まっておりません。地域の団体から何回も要望書を出しておりますが、いまだ住宅審議会さえされておりません。一体いつになったら入居されるのか。たくさんの人たちが入居の募集を心待ちにしておられます。町長は一体地元の人たちの気持ちを本当にわかっておられるのかお聞かせください。

以上、私の質問を終わり、自席に戻り、また再質問いたします。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきます。

6点にわたって質問をいただきました。私も今、聞かせていただいております。

質問に合わせて非常に新しいご提案もいただいたと、このように受けとめております。

最初に、マウンテンバイクの件でございます。

これは皆さんご案内のとおり、日本で初めて開催される国際的な30歳以上の生涯スポーツであるわけなんです、こうしたものが和東町で開催されると、こういう決定をいただいておりますが、そこで岡田議員からは非常に貴重なご意見をいただきました。

「町長、そんなこと言うてるけども、全住民に知らせて、皆、知っているのかいな」と、こういうところは非常に真摯に受けとめなきゃならない、そのように思います。

この基本的なまちづくりの中では、和東町は、基本構想を10年間定めて、そして、岡田議員にも会長に入ってやっていただいておりますが、諮問させていただいて、基本計画に基づいております。そして、特に湯船地域においては辺地に指定され、辺地計画に基づいております。この大きな問題は交流というのが一つの柱にしております。交流を高めて、そして地域をどう高めていくかと、こういうことであります。

ところが、今、ご質問いただいた内容では、マウンテンバイクもそうなんです、このきっかけに外国の方にもしていただくと。和東町のこの基本計画の中の大きな柱には、発信をしていく、地域ブランド力を高めていくというの掲げております。そういう中でも辺地計画と基本構想、基本計画が相まって物事のまちづくりをしているわけであり、その手段としては、お尋ねいただきましたように、早稲田大学との提携も進めてきました。これはあくまでも手段であります。

こうした中でやっていく取り組み方の一つの姿勢ですが、条件をそろえてから受け入れる、これも一つでしょう。ところが、その大会を受け入れることによって条件整備も進んでいく、そして町内外との交流も深めていく、そして和東町のブランド力も高めていく、こういう取り組みも必要だと思います。和東町の取り組みは後者のほう

を今、取り組んでおります。

そして、先ほど環境が全部そろってくるのかと。道路整備を含めての話なのですが、これはやはり大会をしようということになれば、アクセスもよくしていくように努めていくのは地元の町長であろうと、このように思います。

決まったときに、早速、甲賀市長を訪ねさせていただきました。甲賀市長に、「滋賀県との道が非常に狭くなっております。ここのご協力いただいて、そして道路を広げてほしい」と、こういうお願いをしましたところ、それは「測量に入らせていただきます」という市長みずからの言葉として、私自身、市長室で受けとめさせていただきました。

そして、今、湯船地域の辺地計画が大事なのは、やっぱり地元と一緒にあって、これを機会にどう活性化するか、そして、その地域の受けとめ方を基盤をどう高めるか、何が必要かということは、民泊があったり、そしてその中で何が欠けているのか、これから高めていくと、それは今まさに言われましたように、湯船地域の住民の皆さんと一緒に進めていかなきゃならない。その運営主体は今、進めておられますように、これは湯船区の皆さんが区長を筆頭に今、取り組んでおられますが、湯船区住民を株主とした湯船株式会社をつくり、そしてこの運営をしていこうと今、努力されております。私たちは、行政としてはそれを応援していく、こういう立場をとらなきゃならない。

そういうことで、これからもこれはやはり実行委員会形式になりますが、和東町だけの実行委員会というのはなかなか難しいわけでありまして。山田京都府政と云々とありましたですけども、京都府と一緒に実行委員会を。関西で取り組む問題ですから広域で取り組んでいくと、こういうことですから、いろんな環境を整えていく努力はしていかなきゃならないと思います。

今、言われましたように、この機会にいろんな問題があることも承知しております。いわゆる今回はマウンテンバイクですが、ロードサイクルとといいますか、サイクリン

グですか、そういうところについては本当に、岡田議員が言われますように、私たちも心配しているところでもあります。

今、京都府にもお願いしておりますのは、自転車の通るところですね、そういうものも今、広めていこうということで努力をしているところでもあります。これが1点であります。

長くでなく短くするということでもありますので、それをもう少し丁寧にと考えたんですが、今、もうちょっと短くということでございますので、これについてはこれで終わらせていただきます。

それと、次の東部クリーンセンターであります。

これも岡田議員は、やっぱり事故が起こって住民の皆さんに何か起こったら大変だと、こういう思いを常に持っておられると。これは非常に私はそのとおりだなと思います。

ところが、ご案内のとおり、あそこの改修をやるにすれば何億円という改修になります。そういうときにはどうしたらいいか、ここが非常に頭の痛いところでもあります。日ごろから訴訟しているところでもありますので、これについては弁護士の方とも再三協議を重ねてきました。そして、これは和東町だけではいけません。近隣の笠置町、南山城村とも協議を重ねてきました。これは苦肉の策であり、非常にリスクを伴いますので、早く裁判を終結さすということにして、その結果を待つと。そして、最初から投資をするということになれば何億円、これは予算上も持たないと。そういう中で非常に苦肉の策として今やっているわけです。だから、私は、災害が起こったらどう責任とるねんと、こういう問題であります。許される範囲内で万全を期していきたいと、このように思っているところでもあります。

次に、3点目の子育て支援、保育園の保育料、給食、修学旅行、これは二つに分けなきゃならない。

保育料の計算、和東町は、これは保育料を計算することで、国の指定している額よ

り3割程度の金額に保育料の策定を抑えております。だから、入り口で非常に軽減措置をとらせてもらっております。第3子、いろんなどころで無償化できましたし、第2子も言われているわけですが、ここは今後の努力的な問題だろうというように受けとめております。

給食費、この給食費とか修学旅行、これは法律に抵触する分があります。無償化という形はとれないというように私は教育委員会等も聞いております。そういうことから、給食費についてもですね、これは笠置町が給食費を軽減するやなしに、いわゆる支援策で別途給食費をお支払いされる方に支援させていただこうという支援策をとられております。これはいい方法だなというように思っております。

修学旅行についても和東町ではいろんなどころで努力してきました。そして、これらについては議会でもいろいろと議員からもご質問もいただいております。こういうことを十分受けとめて、これは努力していく大事な問題であろうと、私はそのように思って、この提案はこういうようにやっていくべきだという岡田議員の質問というより、そういう提案をいただいたなど、この辺に思っております。こここのところは真摯に受けとめさせていただきたいと、このように思っております。

次に、相楽東部広域連合の見直しであります。

これもご案内のとおり、相楽東部広域連合の大きな内容は三つあります。

一つは、教育委員会です。もう一つは、東部塵芥処理組合の環境施設の管理運営ですね。もう一つは、福祉とか協働でやらなきゃならない問題をやっていくと、この三つが大きく分かれて取り組んでまいりました。

これは今、今日的な課題を解決していくときにはどうでしょうか、皆さん方。いわゆる独自に取り組まなきゃならない問題もたくさんあります。そして、近隣の3町村と連携して取り組まなきゃならん問題も今日課題としてはたくさんあります。和東町は和東町だけとかいうだけの時代ではなくなりました。

特に、和東町で固有で取り組まなきゃならない問題もたくさんあります。広域連携

をやらなきゃならない問題もあります。問題は、岡田議員のご質問にありましたように、住民がいかに幸せになるかというところを考えたときに、どういう手段をとるべきかと、こういう観点だと。

これは9年前に連合という方式を議員の皆さん方とも多く慎重なご審議をいただいて、可決をいただいて、そして、連合を今、スタートをさせてまいりました。当然、こういったことはいい方向に進んでいかないといけないわけですから、当然、教育委員会では5年に一度の検証も進めてきて、これは連合議会できちっと報告をさせていただいております。これはご案内のとおりであります。

今後においてもですね、今、岡田議員が言われるように、きちっと検証を進めていくべきだと、私は考えております。これは大事なことだと思います。

それと、もう一つは、これで終わりじゃないんです、連合は。広域でやらなきゃならん大きな課題というのはたくさんあります。これからこの充実こそ私は大事だろうと思っております。そして、独自でやるいいものは伸ばす。連携で深めるものは深めて、そして地域住民の将来の発展、持続し得る地域社会を構成・構築すると、ここが私は大事だと思っております。

そういう意味で、まさに岡田議員が言われるとおり、「検証」、「検証」、「検証」というのは私は大事だと思っております。足もとを見ながらきっちりと前進していくこと、こういうことであろうという認識をさせていただきました。

それと、5、6については、これは町政懇談会等でも非常にいただいた話で、実際進めているところでありますので、少し具体的な観点を入れて答弁させていただきます。

町道に設置されている防犯灯の電気代について、まず、お答えをさせていただきます。

現在、和東町が各区に設置しております防犯灯につきましては、各区で電気料金をお支払いをいただいているというのは、ご質問の内容のとおりであります。

1 灯当たりの電気料金の月額は 270 円程度ですが、現在設置されている防犯灯の数は町内全域で 1,200 本を超えており、特に大きい区にあっては年間 40 万円以上の電気料金となり、かねてより、その負担軽減について、各区長さんやご質問いただいている岡田議員などからもご要望いただいているところであります。

安心・安全なまちづくりをより一層進めるに当たっては、防犯灯の適切な維持管理が重要であることから、各区で維持管理をしていただいている防犯灯の電気料金等の経費に対して補助金を交付する制度を平成 29 年度に創設すべく、当初予算に必要経費を計上させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

これは当初は骨格予算であります。ご質問いただいたように、非常に大事なことでありますので、骨格予算でもあるにもかかわらず、この予算については計上させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

なお、詳細は担当課長のほうから答弁させます。

次に、町道整備及び町営住宅についてであります。

これについても非常に具体的なお質問をいただいておりますように、具体的にお答えをさせていただきます。

町道整備は、現在、和束町では交付金事業、社会資本整備事業交付金を活用し、道路・橋梁の新設改良工事を現在、山口線、これは原山であります。門前橋、そして次年度からは祝橋において、順次、工事を進めているところであります。

山口線においては、今後、重要構造物に着手し、門前橋については旧橋の落橋、また祝橋については、現在の橋のかけかえとなりますので、一定区間の概略設計を含む法線決定、工事計画などを次年度に予定しているところであります。

また、舗装改良につきましては、毎年、一定区間を選定し、計画的に舗装改良を実施しております。

あわせて、ちょうど国の財源も持って町道維持修繕としっかりと小規模工事を行っている、これはご案内のとおりであります。これからも交付金事業との抱き合わ

せも含めて、効率的かつ重要度の高いところから、計画的に町内バランスよく事業を実施していきたいと思えます。

次に、住宅施策であります、町営住宅については昭和30年代から随時整備を進めてきました。議員もご承知のとおり、低所得者向け住宅を建設してきたわけですが、ここ数年、住民の高齢化に対応した高齢者向け住宅の建設も併せて行っています。今後は老朽化した住宅にお住まいの方への対応、あわせて現在、未使用の住宅の改修を行い、新たな入居者を募集する計画を進めています。

特に、昭和50年代に建設された住宅は耐震基準に適合する構造ではないものであり、対応する必要があるかと思えますが、なかなか住みなれたところを離れていただくということは難しい。現在、意向調査等も行いつつ、計画的な運用をしたいと考えています。

なお、町営住宅の運用については、ここ数年、第5中西団地、第3中西団地の建てかえなどの事業を進めてきました関係から、政策空き家として管理してきたものも数棟あり、先月2月末をもってこの方々が移転されましたことから、政策空き家として使用しましたものも合わせ、低所得者世帯への住宅供給を行うため、現在、諸修繕を行い入居募集準備を進めているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上、岡田議員の一般質問にお答えをさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

私のほうからは、3番の子育て支援における保育園保育料、給食費、修学旅行等の負担無償化の保育園保育料について答弁させていただきます。

岡田議員からの一般質問でもありましたように、国、特に人口が減少しております

自治体におきましては、第2子、第3子に係る保育料の保護者の負担軽減に向けての取り組みを充実しているところでございます。

和東町におきましても、子育て支援として保育園保育料において負担軽減施策を実施しておりますので、申し上げたいと思います。

保育料の算定の基礎は保護者の町民税によって決定させていただいており、徴収基準につきましては、標準となる保育料が国より定められております。町長が申しあげましたように、和東町ではこの基準をもとに、少しでも子育て世帯の負担を軽減し、多くの子供たちが保育園に入園してほしいとの願いから、保護者の所得が高くなるほど世帯の負担が軽くなるよう、第1子の保育料を国の基準に対して最大69%ほど軽減させていただいているところでございます。

また、平成27年度より第3子以降の保育料を保護者の所得に関係なく実質全額無償化させていただいているところでございます。

以上、私から、岡田議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

岡田議員の4、各町道に設置されている防犯灯の電気代についてのご質問にお答えいたします。

さきの町長の答弁にもありましたように、交通安全灯も兼ねております防犯灯につきましては、新設については町が行い、電気料金の支払い等維持管理は各区でご負担をいただいております。その負担軽減のご要望が強いことから、維持管理費用に対する補助金制度を平成29年度に創設することとしております。

現在考えております補助制度は、各区が管理している防犯灯1基につきまして年額2,200円を限度として区へ補助することとなっております。この2,200円の積算根拠でございますけれども、防犯灯1基の年間の電気料金が約3,200円、蛍光

灯交換等の経費が1基当たり約1,200円ということで、合計4,400円でございます。その2分の1相当額を補助するというところでございます。

また、器具交換の頻度が少なく、電気料金も安いLED防犯灯への取りかえを進めるべく、取りかえ工事に係る経費につきましても、1基当たり1万円を限度に区へ補助する制度もあわせて創設することとしております。

引き続き、住民の方々の安心・安全を守るために努力してまいり所存でございますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、岡田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私からは、岡田議員の質問、町道整備及び町営住宅についてお答えさせていただきます。

先ほど町長が答弁しましたとおり、交付金事業並びに単費事業において町道整備を進めているところでございます。新設改良工事、維持修繕工事、災害復旧工事などを行っております。

また、町道整備につきましては、お茶の道を切り開くグリーンロード21という計画を立てまして、これをもとに整備を進めているところで、北部幹線については東谷崩前線、白栖別所線、童仙房線、湯船朝宮線といった幹線道路の整備を、南部幹線については鷲峰山線、和束笠置線、釜塚笠置線などの整備を進めてきています。

また、今後の計画では、白栖撰原線、西和束木津線、撰原下島線の未改良部の延伸なども計画にしております。

あわせまして、具体的な路線名が出ましたので、撰原下島線についてですけども、これにつきましては町の出前サロンを開催、それから昨年度は区と建設事業課の協議

ということで、区において役員さん方々と協議を進めているところで、現在、当初グリーンロード21の路線のところをそのままやるのか、それとも新たな方法をとるのか、それについての検討を今後加えていきたいというところになっております。

次に、町営住宅ですが、今後の計画について、先ほど町長が答弁されたとおりです。

町長が答弁されましたとおり、近年、入居者の高齢化が顕著にあらわれています。こうした高齢者への対応、また住宅全体の老朽化も進み、入居者の移転なども余儀なくされている住宅も数棟ございます。今年度から次年度にかけてこういった方々への対応、あわせて政策空き家として活用してきました住宅が一定建てかえも終わり、これらの入居も募集を行っていききたいと考えております。

現在、担当者が入居者への意向調査を行い、適時、具体的な対応を行う計画をしています。また、一定の政策空き家を確保しつつ、低所得者に対し入居の募集も合わせて行うよう準備を進めているところです。

これからの手順につきましては、和束町公営住宅等長寿命化計画に基づき進めていく計画で、住民のご理解のもと、円滑な運営につながるよう事務を進めたいと思っております。

以上、岡田議員からいただきました質問への答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

時間が幾らもありませんので、私の再質問で終わるかもわかりませんが、町長が答弁されました。確かに力説で、確かに頭脳明晰でおられますので、議員さん方は納得しておられるかもわかりません。しかし、こういう今の席でしかそのことが言えなかったのか。4年前にそのことを言ったらいいんですよ。いつもいつも検討ばかり言うて、今、選挙前になったら大ゼスチャーで住民に印象を与える、そういうやり方はだめです。

私が言うてるのはね、町長、マウンテンバイクは国が何十億、何千億円かけてやったことでも失敗して破綻しておるんですよ。それが京都府と和東町だけでできるんですかということをおっしゃるんですよ。だから、十分慎重にやってほしい。

破綻したら負の遺産は誰が責任を持ちますか。和東町の住民全部ですよ。あなた個人で持てないでしょう。それを私は危惧して言っているんですよ。プロジェクトはいんです。これはやった以上は、全和東町民は当然協力しなくてはなりません。しかしながら、そこへ行くまでにそういう莫大な費用をかけて負の遺産をつくるのがあるのかどうかということをおっしゃるんですよ。

次に、クリーンセンターですけども、これは町長と何年前から議論してます。あそこが万が一倒れたら誰に迷惑がかかります。地元の人なんですね。笠置町の人でもなければ南山城村の人でもないです。地元の人たちに迷惑がかかるんですよ。だから、早く直してくださいと、私、いつもあなたに言っているでしょう。だけど、あなたが言うのは、「お金がない」、「係争中」と。お金と命とどっちが大事なんだと。そういう物差しですかと私は常々あなたに言っておりますけども、答えは一緒なんです。きのう、東部連合のことでも同じ答えばかりされておられます。確かに、行政としては苦しい立場はありますけれども、住民の人に見える構造をしてほしいと思うんです。

それと、東部連合のことをおっしゃいましたけども、東部連合が絶対正しいという保証はありますか。誰かに検証してもらいましたか。第三者委員会で検証でもしてもらったことがありますか。予算は監査委員がするでしょう。そのもののあり方を検証しなくてはならない、そういう時期に来ているんじゃないですかと私は言っているんですよ。悪いとは言ってませんよ。だから、絶えずみずからを戒め検証する、そういう姿になってほしいんです。これを言っているだけで、何か私が言うてるのが悪いというような感覚でとられているけど、それは誤解です。だから、私の言っているのは、やはり冷静に判断して、東部連合はよかったなと住民の人がおっしゃるようなことであってほしいと、こう願うのであります。

次に、子育て支援ですけれども、今、貯金が15億円あるんですね。この子育て支援の無償化もずっと前から過去の議員が、名指しはしないですけど、「無償化してくれ」、「無償化してくれ」ということをおっしゃってたはずですよ。だから、それも15億円もあって、年間1,000万円の投資、子供に投資できないのか。子供に投資することは我が町の少子化を防ぐことであり、また若者を流出しない方法でもあるんです。

第4次総合計画で先ほどおっしゃいましたけれども、マウンテンバイクをするということは一つものせてませんよ。活性化のために何かの手だてをなささいということをやっているはずですよ。マウンテンバイクを名指しでありましたか。私は記憶ないんですけども。

先般の12月のときに、全部が参加できるスポーツ的なことでしたら皆さんが参加するでしょう。前、私が提案したことがあります、ストライダーというやつを。それを検討するとか一つも答え出てないじゃないですか。

私が言いたいのは、和東町全体、また国民が参加できる野球、サッカー、いろいろあるでしょう。そのことの開催だったらこぞって賛成をするでしょう。しかし、マウンテンバイクは愛好者のみになります。それでもなおやると言うたら、その条件として、木津信楽線をもう少し完璧に整備をしてほしい。これは和東町の住民の皆さんは皆おっしゃってますよ。自転車に対する印象はよくないですよ。それを何回も言っているんですけど、その条件ができるという保証があったらやってください。

次、防犯灯の設置の電気代ですけど、これは一歩前進で、ありがたく区民の人は喜んでおられると思いますので、これは私はそんでいいと思います。

町道整備と住宅ですけれども、撰原線はですね、ずっと過去から調べますと、いつも要望が出されております。十数年前から記憶しておりますけれども、これも確かに緊急を要するときもあるでしょう。しかしながら、あの道の長井から上がったあとのくだり道がいかに悪いか、こんな見たら遥かにわかりますよ。だから、しっかり現場の

人間は見て、これは災害が起こりやすいと思うのやったら、いち早く対処しなくちゃいけないんですよ。それがいつも和東町はおくれるんです。

もう一つ山口線、これは二、三年前で辺地債か何かで3億7,000万円がついたと。「やります」と声高らかに言われました。その当時は、5年ぐらいで完成するというような意向で地元の方は用地等に協力されました。いまだ、まだ半分なんですよ。

なぜ、そういうことを先走ってしゃべるのか。ちゃんと整備が整った時点で、例えば補助金も完全にもらえるという自信があるんだったらよろしいわ。去年なんかは1,000万円ぐらいしかもらってないんでしょう。ことしも何ぼつくかわからないですよ。それで10年かかって地元の方が喜びますか。

過去におっしゃったときに、地元の方は5年で全部開通ということでね、よかったということで、皆、地元にも協力してもらっているんですよ。それが5年、まだ半分。しかも来年はつくかつかんかわからん、そういう状況ですわ。それでいいのかどうかこんなもん早うにわかってるはずですよ。今さらここで町長が、いち早くやりますとか、いろんなことを言われますけど、そんなん、もっと4年も5年も前に言うべきことですよ。

それから、橋。

門前橋、祝橋、これ位置はどこにあるんです。この位置は東和東地区ですよ。和東町の事業というのはバランスよく、西、東、湯船、中、そういうことでやるのが一番ベターだと思うんです。

門前橋やります。祝橋やります。これで住民の方が納得しますか。東へ来た、次、西、石寺橋、それは条件はあるでしょう。難しいこともあるでしょう。そういうことを含めてバランスのよい施工をしてもらわんと困るんです。

私が前に言うたように、自分の田へ水を引くのかと、これは非常に失礼なことを言うたんですけども、そういうぐあいにとられても仕方がないですよ。自分とこの東和東地域だけ橋をさらにして、もっともっと大事な石寺、景観の一番先に京都府からも

らったとこの橋、石寺橋なんかはすぐに建てかえするべきですよ。条件はあると思いますよ。それが政治ですわ。それができてない。まだ、祝橋の話が出ておるんです、いまだに。だから、祝橋よりも私は石寺橋のほうが優先したいと思うんです。

次に、住宅政策ですけども、常々、若者が流出してたら困る。少子化が進んでおる。若者が外へ出たら困るということをおっしゃっている。だけど、全然それが実行になってないじゃないですか。政策住宅て何軒も要るんですか、聞きたいのは。政策住宅に10軒もあけるんですか。入居者を早く決めたら、それだけ税金ももらえます、家賃ももらえます。全て効果があるんですよ。なぜ、そういうことで置いておくのか。それはいかななものか。これは何遍も何遍も町長に言うてる、住宅のことについてはね。若者が外へ出ていく、とめる、そういう手だてをしてほしい。それが住宅政策ですよ。定住政策なんですよ。

だから、一度、若者向きの住宅でもね、後で質問される方もおられますけど、そういうことも企画してちゃんとするべきです。もちろん財政が必要でしょう。だけど、補助金頼みの財政やなくて、和束町だけの独自のことでやっていかはったらどうですか。それがあなたが今、住民に課せられた役目なんです。その評価が4月の選挙で出ますよ。

約束のうそや検討やそんなだけでは評価は出ませんよ。だから、いつも常々、町長に私は、友達でもあり反対派でもあるでしょう。しかし、町長、こういうことで住民の声をちゃんと聞いて進めてくださいと、一番言いにくいこと私があなたにいつも言っているんですよ。ほかの議員さんはめったにそんなことを言わない。それをやっぱり胸に刻んでやってほしいと思うのが私の願いであります。

住宅は特に待っておられるんですよ、年いった方が。早く入れてほしいということですね、そういうことで住宅審議会も早く開いていただいて、一日でも早く入れることによって費用対効果が出ます。常々おっしゃっている費用対効果が出ると思うんですけど、そのまま1年ほど空白のままで置いている住宅もあるんですね。その辺はし

っかりとしてほしいと思います。

おおむねそういうことで私の再質問は終わりますけども、5分まだありますけども、まだ私。選挙に出るのは、これは自由ですよ。私、12月議会で質問しました。先ほど私の名指しを挙げていただいて、岡田議員のといただいて、まことにありがとうございます。しかし、選挙の間際に何事しようと思ったって、それは無理です。やはり日々の、日ごろの町長の政治姿勢が問われると思うんですよ。

私が今いっぱいたくさん五つも六つも言いましたけども、これは全て町長にかかわることなんですね。だから、十分肝に銘じて4月の選挙で戦っていただいたら私はありがたいです。

いつも言っていますように、私は個人的には町長を信頼、そして尊敬しております。しかし、住民がどう捉えるか、これはわかりません。だから、私が言っているのは、心から頑張してほしい。私個人は賛成ですよ。

もう鳴っております。1分か2分ありますよ。おっしゃいますか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

今いただいて、非常に大事なことを言っているという、これは重く受けとめさせていただきます。子育ての件、こういったものも重く受けとめ、住宅の若者の点、これも努力しなきゃならないと思います。

ただ、橋の件で、我田引水じゃないですけどこれは正直なところ、いわゆる長寿命化計画に基づいてやっている。耐震調査をやってきました。やらなきゃならんところは全部、町内の工事はやりました。ただ、あそこが一番危ないということでしていただきました。だから、補助金等も3分の2がついたのがその2カ所、これを計画に入れさせてもらっています。そして、やっぱりバランスよくやっていかなきゃならんというのは肝に銘じさせていただきます。

それと、マウンテンバイク、これはご支援いただいております。初めて確認しました。ありがとうございます。これについてはですね、ストライダーの話もいただきました。それは前のときの話と謙虚に受けとめさせていただいて、これは負の遺産にしてはならないという戒めもありますので、そういう意味で、総合計画を立てて今やっています。その中にストライダーも入れさせていただいております。それだけちょっと抜けておったようでございます。さっきの何もなしという話になりますので、基本構想、基本計画はまちづくりの根本的な話です。それに基づいて和東町地方創生総合戦略を今、取り組んでおります。そのほかもご案内のとおり、この中にきちっとマウンテンバイクを入れさせていただいておりますので、これは今もご支援いただいているということを確認して、ありがたく思います。

ただ、言われているように、負の遺産にはしないようにやっぱり大事にやっていかなきゃならない。そのためにも、今、全体的な総合計画からもう一回きちっとやっていきたいと、このように思っております。

慌ててますので、もうちょっと2分ありますのでね。

私もクリーンセンターの件、これはさっきも言われるように事故はおこしてはならん、これはやっぱりやっていかなきゃならん、そういう立場で弁護士とも訴訟を続けてあるし、また、そういう意味では相談もしてきました。

それと予算は和東町だけじゃありません。笠置町、南山城村も非常に厳しいまちです。その単費等で何億円が出せるかという苦肉の策もあります。こういう状況の中で最善の方法というのをこれからも詰めていきたいと思っています。常にこれは、もう決めたんじゃなしに、いい方法があればやっていく。そういうことで、今、努力しているところです。

ただ、なかなか難しい苦肉の策にあるということは非常に厳しいんですが、そういうところをご理解いただきたいと思います。

広域連合の見直しについてもですね、これからもやっぱり前向きに検討していき

いと思いますので、1分だけ残して終わります。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

1分残っておりますけれども、町長、負の遺産にならない、これは確証できますね。負の遺産になった場合、町の遺産になった場合、誰が責任とりますか。責任とってもらわないけないですよ。だから、それをおっしゃったので、負の遺産にならんということですが、ありがたい。

それとね、基金をせっかく15億円ためてこられた。しかし、子供に対する投資、これを忘れないでほしいんです。それだけです。

終わります。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、負の遺産で、そういう意味で努力をしてまいりたいと思います。ひとつこれからもそういう意味で、大きな和束町の前途のためにもご協力をよろしくお願いして、私のほうの答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

丁重な意見、ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

これにて岡田 勇議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前 11 時 50 分～午後 1 時 30 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

先々月の1月17日に初めて雇用促進協議会、（一財）活性化センターと共通の時間を持つことができたことにより、誰がどの部署で何の仕事をしているのか、また、どのような成果を出しているかがわかり顔が見えたことで身近に感じることができました。さまざまな多岐にわたる事業展開をされており、大いに心強く感じることができました。お互いに理解し、話し合えたことにより、議会としても協力していくことが見えてきた勉強であったと深く感じております。今後とも、なお一層のご祈念を申し上げたいところでございます。

その中で説明をいただいた事業の中で、1. 葉物野菜栽培、販売について、2. 教育観光の取り組み方についての2点に的を絞って一般質問をさせていただきたいと考えております。

平成32年度交流人口25万人を目指して、「交流人口」をキーワードとして観光客数の増大に努力をし、「まちづくり」を進めています。地域の魅力を掘り起こし、多くの人を招き入れ、お金を地元で落とすための集客は、言葉で表現するより、それ以上に難しい。地域の魅力をいかに発信し、いかなる場所でお金を落とすのか、筋道・戦略を練り上げることが急務であると思いますが、一向にまだ見えてこないことが非常に残念に思います。

交流人口によるまちづくりとは、「まちづくりのための観光」という発想の転換を全ての住民が共有しなければならない。キーワードはまちづくりであって、観光は一つの手段であるという理解を再度確認する必要があるのではないのでしょうか。そして、

農作業体験、自然体験といった体験プログラムをつくる手法も多く提案する必要があるかと考えております。

さて、本町においても、農業観光、公共未使用施設活性化として、平成24年度より水菜栽培の取り組みを始め、誘客事業プラス物づくり事業として事業着手をいたしました。それから4年間の事業展開から見て、和豆香グリーンファーム事業の水菜栽培事業の目的である第1次産業（農園事業）、第2次産業（製造加工）、そして第3次産業（直売所、飲食、販売）まで一貫した事業展開を推し進め、これによって荒廃地対策、交流人口拡大、雇用創造に貢献することが最終の目的であるが、現状はどのような認識でしょうか。当初設定した目的にどれだけ近づいたか、そういったことについて享受をいただきたいと考えております。

次に、葉物栽培でもう一つのキーは、「何をするか」よりも「誰が」「どうやって」やるのが最大のポイントだと思います。和東の観光は農（土）という地域資源を使う以上、この資源の保有している町民がキープレイヤーである。町民がまず動き、「民間主導」にする必要があるのではないかと。行政はプレイヤーには決してなれないと考えております。

水菜栽培は（有）山口農園とのパートナーシップ協定による事業とタイトルがついております。このような入り口での理解のまずさで、この基本計画は私は既に失敗に終わったのではなかろうかと考えております。

過去の4年間の事業報告等が示しているように、この先、何の価値観も創造も生まないであろう。いかなる付加価値を創造して、産地としてのブランドを築く戦略はどこに持っているのか。まして、就農希望者を受け入れてのお茶に次ぐ第2の農業に育て農家に広めるなんてあり得ないのではないかとつくづく考えております。このように「行政主導」でいつまで迷走するのか、されようとしているのか、指針をお示しいただきたいと考えております。

要は、観光まちづくりのプレイヤーは町民で、「民間主導」で進めるのが基本であ

り、民間主導、協働とあらゆる機会をとらえて主張しながら、実際は行政が強引に誘導しているにすぎない。このような手法では、いつまでたっても町民からの主体的な参加意欲と活動意欲を引き出す力は生まれてこないのではないのでしょうか。熱血首長の剛腕であっても、外部業者への安易な委託、それに頼っていては成果も果実も生まれてこない。行政はこの事業の船着き場所を見出せないなら、急いでこの事業の方向性を示すべきだと切実に提言をさせていただき、ご意見をお伺いいたします。

次に、教育観光についてご意見をお伺いいたします。

観光立国の実現は、これからの日本を支えていくための国民的課題と言われていています。2007年には観光立国推進基本法が施行され、翌2008年には観光庁が設置をされました。同時に、地域分権を進め、地域の人材を活性化させて、地域に眠る資源を掘り起こす観光教育が今、始動しようとしております。生き生きしたまちづくりを進めていこうとしています。

だが、その反面には、全国では空き家数が820万戸、和東では108戸、そして2040年までに896もの自治体が消滅の危機にあると言われてます。

交流人口の拡大、観光振興、産業観光の政策でもって地域の活性化につなぎ、地域振興を早急に図っていかねばならない。その具体策の入り口として観光振興の拡大がある。

町の産業であるお茶も高齢化、そして担い手不足による空洞化の中にあって、町民の創意工夫でみずからが生き残る道を探り、具体的な行動と意識の向上が求められております。当地域で自慢できる茶畑風景を含む自然環境、宇治茶ブランド、歴史といった地方よりもすぐれているもの、その価値観を前面に強烈にアピールをして、その価値観を共有してもらえて、その結果、心に刻みこまれた宝物体験が対価として、そしてお金として支払われて初めて経済的効果を生むものであろうと思います。これは物による販売による対価を得る以上に、地域にとっては価値のある商品であることを自覚をしなければならないと思っております。

そのような中で、本町では2015年度に台湾の高校生36名を22組に分け教育観光として受け入れ、同年、奈良松永塾の小学生5、6年生を40名、さらに2016年には埼玉県中学生修学旅行生130名、この団体は日帰り旅行だったんですけれども、体験型観光と民泊の受け入れを積極的に現在行ってきております。

今後の計画では、2年後には300名程度のオファーが入ってきております。そこで、今、教育観光が求められている背景は、この時代背景の中にはどのようなことがあるのか、このことがどのように教育と融合させ、そういった効果が生まれてくるのかお伺いをいたしたいと思っております。

教育観光に取り組むのには、旅行会社に対するアプローチを展開していくことが有効だと思われる。それにはコーディネーター組織の充実が欠かせないと思います。そして、その信頼関係を築く第一歩であろうと思います。

有能な人材の育成、コーディネーターの育成にはこの事業の継続性発展のためには不可欠だと考えております。彼らによって目的提案の立案、受け入れ態勢の整備、情報発信、体験プログラム開発、行動計画、教育旅行の目的提案とさまざまなプランの作成をしなければならない。細心の注意を払い、アプローチ以上に体験教育プログラムの理念をしっかりと持つことが大変重要で、何が求められているのかということをしつかりとプランニングを行い、このことをしっかりと理解をしていかねばならないと思います。コーディネーターと受け入れ全ての家庭と同様の理念を持って学生に対応しなければいけません。

それと同時に、受け入れ態勢の充実強化が必要であり、受け入れ家庭の登録数の確保を拡大する必要が急務であろうと考えます。

そこで、民泊の受け入れ家庭の拡大にはどのように行政として取り組んでいくか、その算段をお示しをいただきたいと思っております。

現在のところ、受け入れ家庭が非常に少ない、このように認識しておりますけれども、それは何が原因だとお考えでおられましょうか、お答えをいただきたいと思いま

す。

教育観光といっても、数百人規模の受け入れが大半を占めることが予想されることにより、和東町のみならず広域的な範囲での受け入れ家庭登録の確保が必要だと思われます。この点が非常に危ぶまれ、懸念される場所であろうと思います。

個々の学校との交渉は不可能に近いと思いますので、おおむね旅行会社等の仲立ちによってオファーが来るとなると、受け入れる窓口の一本化、次に望むならば、法人格を持った組織形態を発足させるべきである。

現在のところ補助金制度で守られていますけれども、この補助金がいつまで続くかは先行き不透明であり、この事業の継続を最優先に考えて、内部留保可能な科目設定の仕組みある形態をとることが必要だと考えております。活性センターのみでこれらの事業を全てこなしていくには非常にハードルが高うございます。行政サイドにもそれ相応の十分なサポート、適切な介入が不可欠だと思われます。そこで、行政として、この教育観光に対する考え方、取り組み方、さらに今後の和東町の体験型観光として地域振興を本気で考えているのならば、資金面を含めサポートの体制等強力にコーディネートをしていただきたい。見解をご答弁いただきたい。

以上でございます。

再質問は自席で行いますが、積極的な答弁を期待をいたしまして、自席に戻らせていただきます。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまいただきました岡田議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、非常に多くのご提案もいただきました。今後の方向に参考にさせていただきたいと思っております。

今、和東町のまちづくりを考えたときに、現状どういうことが問題になっているか、これは多岐にわたるわけなんですけど、一面、農業という面から考えると基幹産業というのがありますが、水田そのものについてはですね、非常に小規模農家が多いわけがあります。この水田の果たす役割は、和東町では、やはり和東町の茶業を支える脇役にある農家の方が多いわけでありまして、この水田が最近荒れてきている。荒廃地が多いというのは、議員もご案内のとおりであろうと思います。

こうしたことの現状になって、これらの生業というものが和東町のまちづくりの大きな活力になると私は考えております。そうしたときに、この農業という面、ここは二面か三面に分かれますが、一面に立って考えなきゃならんのは、やはり和東町の農業がきちっと成り立っていく経営をすると、これはこれです。もう一つは、土をいじって健康でいつまでも生きがいのある手段に使っていく、これも一つのいわゆる福祉農業と言われている面だというふうに思います。もう一つは、これは教育的な要素がとらえられないかと。そういう自然の状況から我々は生きているわけですから、やはりこういった自然との共生の教育と、これが背景にあると。これを総じて言うならば、和東町の地域力であるのかなと、このように思うところであります。

いずれにいたしましてもなかなか難しいことでありまして、これを取り組むには、まず取り組み方は、民間がやられるのを待ってついていくか、援助するか、これも一つです。今回とったのは、民間というよりも和東町行政が主導に立ちまして、そしてやってまいりました。だから、主導ですから、和東町の持っている施設そのものを生かして取り組んできました。そういう中での一つとして、ここに薬物、ミズナ野菜というのもその方向として取り組んできたんですが、いわゆる奈良県で大きく成功された。これは県の普及所の職務をされている方、山口さんなんですけど、独立して、そういった観点から取り組んでおられる方、その方と会うことができました。そういう方と知り合いになりまして、パートナーとなってやらせていただきました。これが平成24年度のときだということはお質問でもいただきました。

そして、取り組んでまいりました。だから、これは岡田議員が言われているように、1次産業、2次産業、3次産業というところの整理まで行けてません。こういうとらえ方より、和東町で何かみんなで作れるものはないかという探りというたら変な言い方ですけども、やっぱりみんな考えていかなきゃならん何か一つを出していかないといかんと、こういう立場でありますので、ミズナに取り組んでみてどうなんだろうかと。和東町のこれはやっぱり山口農園が有機栽培のミズナを栽培されておりまして、それに着手して取り組んだその成果としては、数字上は27年度は売上額450万円、28年度売上額450万円と、あの施設でなっているわけです。これが採算とれるかとれないかというところなんですけど、これは可能性の問題としてやりました。

ところが、これで終わるんじゃなしに、これは岡田議員も言われましたように、農家が主導になってもらわないといけない。行政がいつまでもやる問題ではなしに、行政は火のつけ役だと。そして、農家につけていかなきゃならんということで、当初はですね、いわゆる生産から契約事業者への卸事業として展開してきたものですので、紹介するというところで、いわゆるその活用化を目指して、生産農家とともに考えてお願いしてきたところでもあります。そういうことですが、なかなか確立というところは大体直接指定して販売委託はできているんですね。今、固有名詞は出しません。

ところが、その整理はできたんですが、農家の普及というのは説明をしてきたんですが、わずか1名だとか1農家で、これは数が非常に少ないところがあります。そういう中で、今現在進めてきているわけなんですけど、こうしたことを考えますと、これからもこういう考え方は大事でありますけど、やっぱりやっていただける農家を普及していかなきゃならない、このように思っております。

そういう意味では、私は、こういった農業は行政が火をつけていかないといけない。これはやっぱり多くの方に、さっきの狙いとする高齢者の方にも、土を触って、いつまでも生きがいとなれば、採算ベースより生きがいになると。子供と一緒にやるような家庭菜園でもできる。これは教育になるという、このきっかけになればというよう

に思っておりますので、これは岡田議員が言われた1次、2次、3次として、農業の確立というところとはほど遠い。これででき得ればそういう方向でいきたいなという面も持っております。そういうことで、この辺のところをご理解いただきたいなというように思っております。

今後についても、今、見通しがなけりゃやめとけと、こういうところもいただきましたですけども、やっぱりこれについては誰がどうやってキープレイヤーになるかというところの焦点もきちっと狙いつつですね、今後の行政が誘導していくという、そういうあり方ですね、そういう立場から今後も成果というのは数字上じゃなしに、農山村の生き方というところと農業のいつまでも家族でやれる生き方ということを見定めて、生きがいのある地域づくりという観点から考えていく必要があるかと思えます。そういう意味で、これからもそういった取り組みをもう少し続けていくと、こういうことで考えております。

確かに、今、言われましたように、行政主導とか方向が見えてない。いわゆるそのまちづくりということで考えていき、これはやっぱり手段にしなければならぬ。岡田議員は観光の手段というように言われましたが、私は観光だけではなしに、福祉、生きがい、元気、子供の教育、この辺に目的を持ってやれるように発展すればいいなと思っておりますので、この辺のところを今後ともご指導、ご協力をよろしくお願ひしたいというように思います。

細かいことについては農村振興課長にも答弁を求めていますので、そちらのほうから詳しいことについては答弁をさせていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、教育観光の取り組みについてもいろいろと質問というより、いわゆるご提案という方向でいただいたというふうに思っております。これは先ほどどういう流れで把握しているんかと、こういうことなんですけども、私たちは教育観光と捉えるより、今、日本の中ではふるさとの生活体験とか農山村の生活体験、いわゆるいろんな体験型の観光が普及しているといえますか、人気を集めてきております。

そして、インバウンドにおいてはこういう農山村の体験というのも求められてきているわけです。それと合わせて、修学旅行とか、そういったときに、今までは景色を見たり、神社・仏閣を見学したり、そして、おいしいものを食べるというのが主であったようなんですが、このごろは農村生活といいますか、そこで1日を過ごして体験するというのも修学旅行の業者の中にはプログラムとして入れられてきている、こういう時代の流れにあるわけであります。

今回、和東町は犬打峠トンネル化というのが見通しが立ってきました。いわゆるこれからは修学旅行というのは、京都は非常に受けているわけです。そして、宇治市は、宇治市まで引っ張ってこようとされておりまして。そして、今まで京都市から奈良市のつながりは修学旅行の常でありました。ところが、何とかそれを宇治市へ引っ張っていかうと、これが宇治市の考えであります。その宇治市へ行かれるときに奈良と京都はホテルで泊まってもらって、そしてその真ん中で一日農業体験してもらおうと。これは自然と農村に触れるいい機会だということにとらえておられるのは、これは旅行を計画されている側がそういうように考えてきておられる傾向にあります。和東町としてはそれを受け入れる態勢づくりをしていかうと、こういうことでもあります。

だから、そういうことになれば、先ほど言われましたように、修学旅行の単位はやっぱり300人。そうなると、1家の農業の受け入れが2人か3人、こういうことになれば、当然、3人とすれば100軒ということ登録を目指していかなきゃならない。

今、和東町で登録されてきている数は五、六十件というふうに聞いております。そういう中で今、進めており、足りないところについては、先ほど台湾とかちょっと出させていただきましたけども、こういう足りないところは、いわゆるこれは民泊も含めてですけども、木津川市とか精華町とか、近隣の町村と連携して進めてまいりました。しかし、でき得れば、これは和東町で全部受けていきたいと、こういう考えで今やっております。そして、この辺のところは、こういう事業の委託を活性化センターでや

ってもらっているわけです。活性化センターはこうした努力というのは続けてもらっているところです。

いわゆる受けるためには最低100軒から百何十軒というね、そういうことを今、進めてもらっている。そういう受け入れ態勢が整っていくということになれば、修学旅行生の環境が整うということでもあります。

将来、この方向は、私は教育観光として確立するであろうというように思っておりますので、これは和東町犬打峠トンネル化を見通しますと、非常に有効なまちづくりのとり方であろうというように思っております。

こういうことを重ねて、今、岡田議員は、一つ一つを見て「成果」、「成果」と、こういうことを申されました。一つ一つの成果というのも大事であります、こうしたことを相乗的に和東町のまちづくりを挙げていくというのが私は大事だと思います。

総じて、和東町のふるさとのブランド力をどう高めていくか、その手段に何を使うか、そういう観点から私は立っていくべきだろうと思っております。そういう意味から考えますと、こういう新しい流れを積極的に受け入れていく要素があるというように思っております。

先ほどミズナのところで申しおくれましたが、もう少し大きな流れとしては、ケールの問題、ハーブだとか、そういう若手の人が自主的、自発的に考えて一生懸命頑張ってくれているもの、この芽を潰しては私はならないと思います。何とか伸ばしてあげたいなという気持ちを持っております。

教育観光もそうです。今、一生懸命これを100軒にふやそうと、きょうも実はいろいろなところへその活躍で走り回っております。そういう芽を潰してはいかないと思います。我々行政は主導というより、活性化センターとか、いろんなIターンのグループで今やっております。そうしたグループを応援することこそ大事だと思っております。

私は行政は、今、質問もいただきましたように、主導であるよりもやっぱり民間主

導、そういうことが大事だと思っています。それはすばらしい提案として、私たちもそれを大事に受けとめて、これからも民間の主導を高めていくという役割に努力していきたいと思います。

当然、和東町の基本計画は住民と協働して取り組むまちづくりであります。協働をやりながら、間違いない方向を皆さんと一緒に進めていく。そういう中において、今回ご質問いただいた内容は非常に参考にさせていただきました。今後に生かさせていただきたいというように思いますので、答弁とさせていただきます。

足りないところはほかの課長から答弁させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、岡田議員の1番、葉物野菜、ミズナ野菜栽培につきまして答弁させていただきます。

1から4の内容につきましては町長から現状と方向性で答弁がございましたので、私からはグリーン工場のガラスハウスの経過につきましてご説明いたします。

ガラスハウスにつきましては、昭和60年度にグリーンパーク和東構想が制定され、3カ年事業としてグリーンティ和東や製茶体験工場と合わせて、グリーン工場として、養液により農作物を育てる施設として昭和62年度に完成、そして昭和63年度から公益法人和東町活性化センターによって栽培が開始されております。

当時は和東町のような中山間地の零細な耕作面積でも、茶以外の将来性と収益性がある農作物を提案できる研究施設として、石の細かいものなんですけども、礫岩というものを使いまして、養液栽培方式でトマトやバラ、茶、メロンの栽培をしてきました。が、その部分につきましても採算がとれづらいということがわかりまして、その後、和東町農協に施設を貸与いたしまして、和東町農協がネギや野菜栽培をされてい

るところでございます。

現在の利用状況でございますが、グリーンティ和東の上側にある3棟につきまして、その2棟半に有機ミズナ、それから、あとの半棟にハーブをそれぞれ栽培しております。また、ちょっと離れるんですが、北半田の2棟にもミズナを栽培しておりますが、もう既に1棟につきましてはミズナの収穫を終えております。

先ほど町長からもございましたように、今後の展開といたしましても、ミズナの方
向性の中でも和東町の農家に対してご提案できるような作物はないかということで活
性化センターでも検討しております、平成29年度からはミズナ以外の野菜につき
ましても指導できるように、もしくは広めていけるような研究をしたいということで
ございまして、今、言いました北半田の2棟のうちの1棟につきましては、既にネギ
を試験的に植えているという状況でございます。そういったことございまして、事
業展開としましても、今ありましたように、和東町の農家の皆様方にご提案できるよ
うな農作物がどのような形で栽培できるかということで研究させていただきまして、
また実証、また販路の拡大ということで、今後も頑張っていきたいということでござ
いますので、よろしくお願いいたします。

以上、私のほうからの岡田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

いろいろとご答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、再質問とさせていただきたいと思えます。

先ほど課長のほうからですね、昭和60年から取り組んで、63年にスタートをし
たと。提案型のものをつくっていききたいというのが最初のスタートであったんだらう
と、そういうふうに理解しました。

そして、トマトとか茶とかメロン、バラは栽培されていますね。これは物にはなら

なかったというふうに理解はしているんですけど、その原因は何だったのだろう。

僕も先ほど壇上のほうで提案させていただきましたように、栽培に携わっていた方はどのような方であったのか。それからもう1点、やはり物事を起こしていくためには、何を、いつ、どのようにしたかというふうな記録が大変重要になってくる。これは成功する、失敗するにかかわらず、やはり後から検証していくためには必ず必要なものなんですね。だから、我々農家でも毎日日記をつけて、毎年それを検討しながら次にステップアップするように努力をしているわけなんですけれども、果たしてですね、このような事業で行政がやっておられた中、やはり栽培記録、事業記録、そういったものが残されていると思うんですけども、それは誰がチェックを入れて、どのような指導をされたのか、その辺の質問にお答えいただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、課長から申し上げましたように、グリーンパーク構想のときの内容まで上がりました。そのときの事業の中での栽培記録ですが、さっきのように、狙いとするところは、当時は都市公園のああいう都市型でもカントリーパークと言いながら国の補助金をとって、そして、これからのあの周辺地域を整備するという一環から、まちづくり整備事業債のようにこれからの将来を見据えた何かをつくるというところで、これからの新しい農業はどうなのかという、当時はそれをやっていくというよりも、それで和束町をPRという面もあったんでしょうけども、まず周辺土地の確保が大事でもあったわけです。そして、まちづくり整備にのせて、グリーンパーク構想にのせて取り組んできた経緯があります。

そういう意味では、水耕栽培と礫耕栽培という研究をしました。これは将来に生きていくという中では、なかなか行政では続けていくというのは非常に難しいと。また、礫耕栽培というのはPR用に、和束町のブランド力を高めるための手段でやってきた

んですが、今、言われたように、いつまでも行政で持ち続けてない。礫耕栽培を引き継いだのは、当時、福寿園さんが来られまして、福寿園さんのほうへ礫耕栽培を引き継いでいただきました。

そのときに和東町でやったときの礫耕というのは、高さ50センチ、それぐらいの礫耕で、根が張らなかつたんですね。そして、そのことによってなかなか難しいということで、あそこがもっと50センチ以上深くして礫耕栽培して、今、お茶のPRをされて、一番新しくとられるお茶ということで、あの狙いを和東町は狙っておったんですが、やっぱり言われたように、行政主導ではなかなかやっていけないから、民間に引き継いでいったと。そして、今、福寿園さんがやっておられるというのは、今、礫耕でやっておられます。

あわせて、お茶の水耕というところも検討したんです。これも水耕とか、今もありましたように、バラをやったんですが、これはやっぱり株ができるんですね。水株といますか、そういうことでなかなか難しく、これは栽培というところでは普及するもんでなく、和東町をPRするという観点から、そして、あそこの施設の整備という、カントリーパークを完成させ得る観点からやってきたという面が強いと思います。

今後は二次的な考えは、それを有効に生かしていこうということで、これではあかんやないかと。その間、農協とか農家組合に一時委託して取り組んでもうたことがあるんです。農協とか農家に委託して、それでもなかなか大変だねということで、先ほど、山口農園との出会いのそこへ引き継いできた、ということでもあります。

だから、今、岡田議員がご質問いただいているのは、将来、農家に引き継いでいくべき。やっぱりそれはきちっと持ってやるべきやということなんですが、礫耕栽培、水耕栽培、これは今の段階でも民間でやられるというのは、非常に経費がかかり大変なことだろうと思います。だけど、このときの初期的なところは考えだけでだったと。今やっているのが普及していきたいと、ということなんです。

ケールについてはあっただけやなしに農家が栽培してもらおう。これは農家が7軒、

今やってくれてる人があるわけなんです、それを広めていって、さっき私が申し上げたようなことにやっていきたいと。当初の目的のところと今とは一緒にならないというように思います。その点、ご理解をいただきたいなと思います。

先ほど答弁で一つ漏れました。この機会ですべて許していただいて答弁させていただきます。

いわゆるコーディネート組織をつくる、教育観光です。コーディネートする。そして、やっぱり法人でやるべきだねと、こういう話です。

確かに、教育観光も含めて、これからの観光行政というのは非常に重要な意味を持ててきます。和東町の方向って、先ほども申し上げましたように、いろんなまちづくりの状況、将来を見据えたら観光行政というのは非常に重要になってまいります。この観光行政をすることによって和東町のブランド力、そして住民の誇りにもつながる。そして、定住にもつながる。そして、活性化にもつながる。そういう観点から考えたら、観光というのは重要になります。

しかし、法人化を目指してやるべきだと私も思ってます。いわゆる観光教育。今、観光協議会というのをやっています。これはほかの議員からも観光協会を立ち上げていくべきだと、こういう話でもありました。だから、その方向で観光協会を目指して、いわゆるまず観光案内所を拠点として、そして商工会に指定管理者になっていただいて、これもご提案申し上げるんですが、そして将来は笠置も一緒ですが、観光協会としてこういうところのコーディネートと受け入れ態勢と違ってきますけども、そういうことも積極的に入っていったらと。この将来の方向の中でやっていくべきです。

だから、さっきの提案事項については参考になりました。いつまでも行政がやっていける問題では。今、行政でもやってないです。こういったことは財団法人活性化センターをお願いしている。行政ではなじみませんので、公益財団法人のほうで今やってもらっていると。さらに財団法人がいわゆる民間の会社になるとか、そして今のそういう協会とか、そういうところでやる。それで協会を立ち上げると、こういうこと

が将来の方向だと思っておりますので、その方向で目指していききたいと、このように考えております。

先ほど答弁が抜けましたので、ちょっと今つけさせていただきます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

次に、先ほどミズナ栽培以外にまたほかの作物もこれから考えていきたいというふうなご発言がございました。そのときにやはり今みたいにミズナという作物を選択されたわけなんですけども、私は今の時代にはこのように思うんですね。

やはり和東町のブランドというものを最終的に育てていこうとするならば、今のガラスハウスは試験場にすべきだと、そのように考えるんですね。試験場として、そこで何をするかというのには、やはり栽培から物事を考えていくんじゃなくて、今、出口のほう、営業のほうですね、消費者が何も求めているのか、あるいは販売されている方が、より売りやすいものは何なのか、そういうテーマをまず考えて、そこから自分たちで一つの野菜というものにたどり着き、それを農家に委託し、協働で試験場として何年間ね、そこで育てていくと。これが先ほど町長がおっしゃった一つの農地一体型の体験になるんじゃないかなろうかと、私もそのように考えております。

販売者が求めているものを生産者がそれに応えるようにしてですね、そして、そこから特産品の開発というふうな筋道で皆さんが努力していただければですね、それなりに地域の活性化と、それから地域の活力、やったねという一つの力というものが出てくる。そういう意識感情を盛り起こすことがこれからの行政には非常に大切じゃないかなろうかと思うんですけども、その点についての考えを。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど答弁をさせていただいたのは、そういう観点であります。そして、また、施設そのもの、今もここで見ているんですが、設置条例も特産物の開発というところにおさめております。

そういう設置条例にもかなうんですが、今、活性化センターにやってもらっていますが、これはまさに今、岡田議員からご質問いただきました、なぜミズナであるのかというたら、京ミズナが有名であると。

山口農園さんは奈良です。京ミズナというブランド力でやりたいというのが、有機栽培で京ミズナがやりたいというところがそのときのセールスポイントであったわけなんです。そういうことで試験的にやりました。今も一部それは続けております。京ミズナというのは一つのブランドに成長してきているんですね。

しかし、この設置条例も、今もご質問ありましたように、それに固執するものではありません。そのミズナの確立を図るんじゃなしに、和東町の水田の農業、先ほど言いましたように、お茶を守るというのか、脇役になるかそれは別として、やっぱり農業の生かし方をいかに実験的にやっていかならん。そういう意味で、今、研究してもってます。

その研究をつくるどころからスタートしてません。もうご案内で知っていただいています、担当者が足を運んでます、さっき言いましたように。足を運んで開拓いたしました。いわゆる生協だとか、名前を言うてどうか知りませんが、直接、平和堂、ここまで調査していただいていたならそれはご存じだと思いますが、3カ所も4カ所も販売先をつくって、そして、その販売者と消費者の声を聞いて、そして逆にそれを栽培するというので、今、転換してきています。だから、ミズナだけやなしに、今、変わってきている。

ネギの話も消費者から出てきた。販売のほうから出てきたと。それを生かしてきていると、こういうことをやっていますので、非常に、今、言われておることをそのまま

やっているのかなど、こういうように思います。

だから、これからも和東町でこれつくるんやとか、あれつくるんやと行政が考えるんやなしに、行政は余り考えておりません。委託しておりますので、活性化センターのほうへ任せております。そして、活性化センターは、今、足を運んで消費者の声を聞きながら、販売業者の声を聞きながら策定しております。そういう臨機応変なフレキシブルな取り組み、これこそが発展につながると、このように思っております。

だから、先ほど言いましたように、あそこで6次産業を完璧に確立すると、こういう方向でもないわけでありまして、今、まさに岡田議員が申されたように、そういう狙いを持って進めているということですので、その点、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

私もミズナにこだわるわけじゃないんですけど、京都のブランド野菜というものをいろいろ考えてみると、やはり地名がついているんですね。ネギについては九条ネギ、あるいはカボチャであれば鹿ヶ谷カボチャとかね、満願寺・伏見トウガラシ、これは京の非常に有名な全国に知られている名前なんですね。群馬のほうですかね、これは下仁田ネギとか特色の名前があるんですけども、やはりなぜ名前がついているのか。それはですね、私は思うんですけども、その恵まれた地域でしかおいしいものができない。それがブランドなんです。そのように理解しています。

だから、山口農園さんが奈良のほうで成功されたとかいうお話が町長ありましたが、これは奈良の風土に合って、あるいは人口的な問題とか流通的な問題とか、いろんなものが絡み合って成功されたんだらうと。だから、和東には和東に合ったお茶が非常に有名なんですけども、やはりそれは宇治茶という気候風土が育ててくれたものが宇治茶ブランドだと。地名がつくんですね。だから、そういったものを探してい

く。それに近いものを選択して行って、いいものを進めて行ってほしいなど、このように思います。

当初、ミズナを栽培されるときに、私、何でやねんということで非常に質問したことがあると思うんですけど、そういったことが私の胸中にあったものですから、質問させていただきました。

ちなみにね、そのときに私、シイタケ栽培のことを申し上げました。ラッキーなことに、富山のアナミス[®] 高校生の諸君が研究者とコラボしながら新しい品種のシイタケをつくったんですね。バイオですから化けてきますね。それをパックに8個入れて市場に入札に出したんです。何とそれがね、これは冗談ではないんですけども、5万5,000円の値段がついた。たかがシイタケなんですけど、それぐらいのものをつくと価値があるんですね。それが創造力といいますかね、やっぱり熱意だと思うんです。

だから山口農園さんが今、一生懸命やっていただいております。いただいておりますけども、そこに企画力、情熱、やる気、そういったものがやはり僕はないんじゃないかと。

問題点とかいろいろ形でこの前、発表いただきましたけれども、これには販売のルートはできたんだと。つくったやつは売れるんだという一つの物の流れでしか物事をつくっていない。やはりそこには一つ高めていきたい、ブランド力を構築したい、その思いが、先に流通があるがゆえに見えてこないんですね。

やはり行政のトップとして、またそれに携わるトップで副町長にもその点の答弁をお願いするようにしてたんですけども、削られてしまったんですけどね、その辺のことも含めて思いというもの、これは非常に大事なことです、物をつくるにはね。

私らは、お茶の木と対話をしろということをおじいちゃんに聞きました。ただ言っているだけじゃない。何を求めているのか、そういったものを我々が木から感じ取れど。そして、肥料をやり、栽培をする。そのことによって木も応えてくれると。これが情熱であり、やる気なんです。そういうことをやはり町長のほうも、これからミズ

ナ栽培等々かかわっていくにつれてね、その辺を物すごく注意をし、努力していただきたいと思うんですけども、そういうことについてご回答をお願いします。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほどから繰り返しで恐縮ですけども、やっぱり行政は火つけ役でなきゃならん。行政が今、栽培やってたかて、行政にはなじまないと思います。いわゆる条例、規則、そういったものに基づいて決済を上げて処理していく。どっちかというたら官僚的になってきますから、そういう農産物の栽培というのにはなじまない。後手後手に回ると。だから、そういうなじまないところを財団法人活性化センターをして取り組んでまいりました。

なおかつ、活性化センターとしてもなじまない場合、端的に民間にもお願いしてきた、さっきの一例もありました。シイタケの話をされました。今までに和東町の火つけ役、シイタケは原木シイタケと菌床シイタケがあります。そこにも菌床シイタケをちょっとやりかけたんですけども、民間にやっていただいて、今、あの下に工場ができたんですね。あれは菌床なんです。だから、そういうことで厚みのある香りのつくシイタケを試みてやられたのですが、これは民間に渡してしもてますので、やられて続かなかったわけでありまして。今、菌床の原木シイタケは南山城村でやられたと。そこまでの値段はいきませんが、ある程度成功している農家があります。

そういう意味で、私たち行政はきっかけをつくっていくべきだと思っていますので、行政はそういうことで、早くから和東町では行政になじまんところのやり方として活性化センターを設立して取り組んでまいりました。今後も、和東町に何がなじむか。現在、これは活性化センターで今、担当がたくさんいてくれますが、非常に行動的に今、動いてくれております。

私は、足りないのは、こんだけ頑張ってくれている動作を和東町の住民に知ってほ

しいなという、この広報活動が欠けているのかなという思いもいたします。これは町行政全般にわたって言えることなのですが、広報活動は非常に重要であります。まちづくりの根本であると思います。

そういう観点からやってもらっていますので、もし、広報活動が欠けているとすれば、もう少しまちづくりという観点から、先ほどの雇用促進協議会でやっている内容についても非常に頑張ってくれているわけです。それを私も知っていただくというのは大事なことで、むしろ、行政は住民に火をつけようと思ったら、やっている内容をお知らせしなきゃならない。こういうことで、今、質問から受けとめさせていただいて、今後、より頑張ってもらいたいと、このように思っていますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、次に、観光のほうに移らせていただきたいと思います。

先ほども私、修学旅行生等々受け入れてですね、やはり数が何百人という形になってくる。そうすると、それに乗ってこられるバスも数台つらなって和東町のほうにお越しただけというふうに思うんですね。そうすると、今のカフェの前、あるいはその周辺でバスを誘導する駐車・停止いただく、乗降していただくスペースというものを確保しておりません。やはりこれを取り組んでいくに当たって、あと二、三年で軌道にのってくるとすれば、それまでにそれなりの対応する駐車場、転回場と、そういったものが絶対不可欠な形になってくる。これがなかったら、やはり和東へ来たかっても行けないねと。そうならば、木津川市にしようかとか、そういうふうに顧客をとられる可能性は大いに考えられますので、その辺の周辺整備というものについてどのようにお考えいただいているのか、お願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

これも重なって恐縮ですが、今までまちづくりはこれから大きく変わろうとしています、いわゆるトンネル化して。そして、訪れる方も多くふえてくると思います。そういうときには、やっぱり今、言われたように、そういう受け入れ態勢というものを十分考えていかなきゃならない。これは今、当然、ご質問としていただきましたが、非常に和東町のこれからのまちづくりにとっては重要だと思っておりますので、これは早急に取り組んでいくべきだと私は感じている問題です。

そして、それだけじゃなしに、そういうまちづくりが今後は変わり得るまちづくりにどうまちづくりしていこうかというのがこれからの大事なところであるわけですね。

その一つは、今、言われた駐車も大事な問題だと思っています。これは一日も早いこと整備していく必要があると、私はそのように考えております。それは努力すべき内容であると受けとめさせていただきました。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、最後の質問になろうかと思うんですけども、体験型で来ていただくとなると、さっきも言いましたように、来られる方、そして農家民泊として受けられる家庭、これは先ほど言いましたように、何百軒という形になってまいります。そうすると、行った先々で受け入れ態勢しておられる家庭の理念というものが統一されていないわけですね。行ったところでは非常にいい勉強になったけれども、ある先では余り勉強にならなかったねと、物足りなかったねと、こういうアンバランスな一つの答えが後で出てくるのが非常に行き届かない教育であろうかと思えます。だから、受け入れ民泊の方々が広域的な形になるんですけども、そういった人々の教育、あるいは研

修、そういったことについても取り組んでいかなきゃならないんだらうと、このように考えております。

それにはやはりコーディネータとか、そういう人たちの力も必要になるんですけども、それにはやはり行政もかかわって一緒にやっていただきたいと、このように私、考えるんですけども、その辺について最後ちょっとご答弁いただきたい。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今も言われましたように、民泊という制度で受け入れているんですが、今の民泊の受け入れは、そこの生活体験、商売されている方は商売の生活、農業をされている方は農業の生活、こういう和東町の生業の中での生活ですね、この生活体験というところですので、その受け入れ農家によってまちまちということは、今、言われたように出てきたかもわかりません。

ところが、民泊というのは厚労省の内容からいうと、ちゃんとやっていただく方にどういうものですよという説明をして、理解をしてもらってからしかやれないと、これが前提になっております。

当然、職安からも来てもらいます。そして、生活上の説明もします。そして、その狙いとしても説明します。こういうことではありますが、非常に難しいのは、農業のところと商売のところではちょっと違うかもわかりません。

これから農家という受け入れのところ、農家で受け入れますよ、商売のところ、受け入れますよということで統一すれば統一した考え方でいけますが、それぞれまちまちの生活をそのまま体験していただくということで、これから先の課題となるところであります。

しかし、当然、コーディネートはやっております。今、活性化センターの担当がそ

の役をやっております。副町長は活性化センターの理事長を兼ねてもらっていますが、いわゆる観光業務というのは非常に重要になってきます、今、質問ありますようにね。そういう意味から、専任の担当を置くという計画を理事長のほうからも私は聞いております。

そういう意味で、これからそういった人が、今、言われたコーディネートも含めて、十分、今、言われたようなところの説明、趣旨、これを確立しないと、受け入れるわ、ばらばらやということは、これは民宿の制度の趣旨にも反しますので、ここは大事に気をつけていかなきゃならんと、このように思っておりますので、今のご質問も非常にこれからの課題として大事な質問と受けとめて頑張ってもらいたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

はい、ありがとうございました。

今、始まったばかりの民泊の体験型の事業でございます。いろいろと私が申し上げるまでもなくですね、いろんな課題というものは種々ご検討なさって進んでいただけてるものだと考えておりますので、今後ともですね、これが一つの活性、創造の一つの起爆剤となって、後の和東町に潤いを持たせるというふうな形になれば非常にうれしいなと思いつながら質問させていただきました。

以上です。終わります。

○議長（畑 武志君）

これで、岡田泰正議員の質問を終わります。

一般質問の途中ではございますが、ただいまから午後2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後2時29分～午後2時40分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まずもって、和東町の永年の悲願であった犬打トンネルの建設が今回府議会において予算化されることがほぼ確実に、大きく前進しました。このトンネル計画のために多くの人がかかわっていただきました。先輩議員の方、住民会議の皆様方、町長を初めとした町職員の皆様方、そのご苦勞に対して心より感謝の意を表したいと思えます。本当にご苦勞さまでした。

さて、今回の第1の質問は、犬打トンネル開通後のまちづくりについてお伺いします。

この質問は、一昨年9月議会において私の初めての一般質問でさせていただきました。しかし、その時点では、トンネル計画は、海のものとも山のものともわからない状態で、町長の答弁も慎重なものでありました。しかし、今は違います。トンネルが開通すれば、宇治市、宇治田原町、和東町と、まさにお茶の回廊ができ上がります。

そして、京都府の公共事業事前評価調査で、平成42年度時点の交通量予測が1日当たり4,800台となっています。

そこでお尋ねいたします。

昨年度、和東町第4次総合計画（後期基本計画）をお示しになりました。ただ、これはトンネル開通を前提にしたものでないと私は見えています。トンネル開通は平成35年度の予定ではありますが、わずか6年先のことであります。基本構想の見直しは必要と考えますが、町長のお考えをお聞きいたしたく思います。

そして、もう1点お伺いいたします。

平成42年度時点で、1日当たり交通量が4,800台と飛躍的に増加予測されております。今、和東町はお茶の町として認知されておりますが、人口は減少を続けております。しかし、和東町は変わります。今が千載一遇のチャンスと考えます。均衡あるまちづくりを進めるときだと考えます。

以前にも質問させていただきましたが、企業誘致を今こそ図るときだと思えます。お茶の町、和東町の立ち位置はそのままで企業誘致を図る。人口減に歯どめをかけ、均衡あるまちづくりを目指す。町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

次に、ボックスについてお聞きいたします。

現在の加入者は、約420世帯と総務課長にお聞きしました。2年間で全くふえておりません。和東町の世帯数は現在約1,700世帯。せめてこの半数ぐらいは加入していただきたいと思えます。

今、議会放送をするべく準備を進めています。大きなコンテンツが一つ加わるということです。これを機会として加入促進策をとるべきだと思えます。町としての加入促進策があればお聞きしたいと思えます。

以上、私の一般質問の趣旨でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま村山議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、犬打峠トンネル開通後のまちづくりについてであります。ご質問にもありましたように、京都府の平成29年度予算に共生社会実現基盤整備事業として宇治木屋線犬打峠のトンネル化に係る経費が計上されました。これもひとえに議員の皆さん方や犬打峠の早期トンネル化の実現を求める住民会議の活動及び要望書に署名をい

ただいた 1 万 3,000 人を超える関係住民の皆さん方のおかげと感謝申し上げますところでもあります。

計画では、平成 29 年度に事業着手、計画期間は 7 年間となっており、完了予定年度は新名神が開通する平成 35 年度となっております。本町におきましては、トンネル開通後の波及効果を調査するため、今年度、茶源郷未来型交流のまちづくり調査研究事業に取り組み、調査結果については、京都府知事を初め議員の皆様方にも冊子としてお渡しさせていただいたところでもあります。

調査結果では、京都府南部に新たに交流の輪が広がる、京都府南部の働き方や暮らし方が変わる、京都府南部の一体感が生まれるなどの効果があらわれるとされております。今後はこの調査結果を踏まえたまちづくりを進めていく必要がありますが、具体的な計画につきましては、トンネル化が完了する平成 35 年度が計画期間となっております次期総合計画に盛り込んでいくことになると考えております。

現行の第 4 次総合計画基本計画には、そういうことを考えております。現行の第 4 次総合計画基本計画には、企業誘致についての具体的な掲載はありませんが、和東町地方創生総合戦略において、和東茶のブランディングを目指す企業の設立を支援し、海外への販路拡大、健康ライフサイエンス関連業界等々との連携など取り組むとしておりまして、今後もこの方針を引き継ぐことと考えております。

現実的には、調査事業でやった経過をこの総合計画の中にこうした新しい総合戦略に入れて進めていくこととし、次期計画の中にその引き継ぎをきちっと具体化して入れていくと、こういう方向で進めてまいりたいと、このように思っております。

次に、光ボックスについてお答えをさせていただきます。

ご質問にありましたように、今年度事業として議会音響設備の更新と合わせて光ボックスによる議会中継が可能となる環境を構築させていただき、本日その試験運用をさせていただいているところでもあります。直近の光ボックスの設置台数については 420 台であり、広報紙等による PR を実施、普及促進に努めておりますが、当面の目

標の500台には達してはおりません。

町営テレビ終了後から途絶えている議会中継については、住民の皆様方からの要望も強く、議会中継の再開は光ボックスの普及につながる施策と考えておりますので、これを契機としてさまざまな普及対策を講じてまいりたいと存じます。ご理解とご協力をお願い申し上げ、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1の犬打峠トンネル開通後のまちづくりについて、（1）和東町第4次総合計画後期基本計画の見直しはあるのかについてのご質問でございますが、さきの町長の答弁にもありましたように、犬打峠トンネルが開通するのは平成35年度に予定されていることから、平成28年度から平成32年度を計画期間としております現在の第4次総合計画後期基本計画について、現在、見直しの予定はないということでございます。平成33年度を始期とする次期計画におきまして、犬打峠トンネル開通後を視野に入れた具体的なまちづくり施策を盛り込んでいくことになると考えております。

次に、2の光ボックスについて、議会放送の再開に向けPRの必要があると思うが、策があるのかのご質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にありましたとおり、直近の光ボックスの設置台数につきましては420台でありまして、議会中継の再開は光ボックスの普及につながると考えておるところでございます。

今後の普及対策といたしましては、和東町内で現在インターネット環境が整備されている世帯が約700世帯以上あると聞いておりますので、まず、当該世帯で光ボッ

クスが未設置のところを中心に新たな費用負担が生じることなく光ボックスが設置できることをさらにPRしてまいりたいと思っております。

また、高齢者等でインターネット環境の整備が困難と思われる方々に和東町チャンネルを視聴していただく機会をふやすために今年度から実施しております各区への集会所への光ボックス設置に係る費用に対する区への補助制度のさらなる周知及び補助制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、協定を結んでおりますNTTと連携をいたしまして、光ボックスのさらなる普及に努めてまいりたいと存じますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございました。

ちょっと私の認識とは違うような答弁がいただきましたけども、みんなでつくるふるさと和東未来プラン、和東町第4次総合計画後期基本計画というものをせんだって手にさせていただきました。これに基づき町長が町政懇談会といいますかね、それをこの間までやっていただいたということで、見直しいうものはなかなかしにくいところはわかります。

しかし、この3ページにありますけども、和東町交流ゾーン、茶源郷交流ゾーン、暮らしの交流ゾーンの中に暮らしのエリア、茶源郷交流エリアとなるものが一応設置されております。私はここへ工場誘致エリアなるものを設置を考えられないのか。それに伴い、規制緩和を考えていかなければならないと思うんですが、それについてはどのようにお考えかお聞きしたいと思えます。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今後のこれを受けてのまちづくりなんですけども、いわゆる方法としては、これを計画変更してやっていくという方向もあります。しかし、今も現にやっておるんですが、この計画は計画として、補足的にその趣旨のもとに総合戦略を立て、地方創生のようなやり方をやっているものがあります。

あと、残すところが、4年の中であります。今、村山議員が言われるように、工場誘致も受けて、本当にそういうことの立地がどうなのかという方向も次期のところには入れられるんだったら入れられる方向で考えていくというのが今の期間だと思います。

ただ、工場誘致ということに関しては、非常にこれは工場というところですから、働き場となるわけなんですけど、この辺の環境も吟味していかないといけないと。

あわせて、和東町は景観も打っている面があります。そして、生業として茶業もあります。そういう意味で、農村地域という指定というのは、トンネルが来ても都市計画区域というのはなかなか得ないだろうと。農振という点を重点に置いた計画づくりになるだろうと。ここはやっぱりきちっと置いといて、そして近隣との工場団地、先ほど朝も申し上げましたように、学研もつながりますし、城陽市の境界の工場団地とつながる。宇治田原ともつながります。そういうことで、ここは住環境にするのか、そこが分かれるところなんですけど、この辺をきちっとこの中で議論していくと。そして、まとめれば、もし何だしたら補完的な計画でやっていくと、こういうことでいいのかなと。だから、やり方だけで、考え方は同じで、実態に合ったまちづくりをしていかなきゃならんと、こういう立場であることは間違いない。

あとは手法だけの問題ですので、手法は二とおりがあると思います。今、その議論

を考えたって1年ほど議論にたってしまうわけですから、場合によっては変更の議論だけでも1年から2年を要します。だから、その中に十分それに向けて準備するということの方向が大事だと。そして、合わせるものは補完的な総合戦略で解決していくと、こういうことだと思いますので、重ねて答弁させていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

前回の質問のときと答弁はさほど変わっておられないような感じがします。ただ、私も先ほどの質問通告書で説明させていただいたように、千載一遇のチャンスではないかと。茶源郷を掲げて和東町の発展を進めておられる町長のことですので、景観のほうは、これは無視することはできないと思います。しかし、合わせて均衡ある発展ということを望んでいくべきではないかと思います。

結局、ここにある土地利用方針でもね、都市均衡農山村としてのメリットを最大限に生かす土地利用を図ります。そして、農事については適切な利用を今後とも促進し、農地の維持保全に努めることを基本としますというようなことを多少やはり変えていかなくちゃならないのかなと思っております。

前回の質問のときに、この質問をさせていただいたときに、乱開発を防ぐためにも景観条例の制定をしていくことも大事だと。景観条例というものは今どないなってるのか、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

一方で、この美しい村連合にも加入をさせていただいておったり、いろいろ日本茶の歴史のこの800年の散歩ですか、この辺のところは日本遺産でもあると。これは土台にしていかなきゃならんということは、基本的に景観条例は大事だと、こういう

認識は今も変わりありません。現在、それに向けて住民と共有するという共通認識をまず深めていかないと、先ありきではいけません。

そうしたところで、該当し得るところと区長さんとも相談して、進められるところからいわゆる今、話し合いを進めていると、こういうことであります。現在、それに向けての共通認識を深める段階として、原山区を初め関係区へ寄せていただいて協議をさせていただくと。今後、その延長の中に景観条例を目指したいと、このように思っているところです。

以上です。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

先ほど中嶋課長も町長も同じような認識で、前回のときに中嶋課長は、犬打峠開通後を踏まえた和東町のまちづくり施策については、平成33年度を始期とする第5次総合計画で定めることになるとの答弁をいただいております。

ただ、大幅な見直しはできないと思うんですけどね、やはりトンネルについては、さあ、それからどうのこうのでなしに、やはり今のうちからいろんなことを進めていくことが大事かと思うんですが、中嶋課長、まだ平成33年度を始期とするということの考え方は変わりませんか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

先ほど答弁させていただいた現在の第4次総合計画は平成32年度で終期を迎えるということございまして、当然、31年度から32年度にかけて次期の計画の策定に向けてさまざまな取り組みをしていかなければならないということございましての

で、平成29年、平成30年と、その間の期間が2年程度ということが想定されるわけでございます。

当然、町長が申しあげましたように、開通後のまちづくりの効果につきましては、先ほど申しあげました調査研究事業で一定の調査結果が出ておるということでございますので、それに向けたまちづくりにつきましては、この計画には掲載がなくても、それに向けた準備段階としての事業には着手していかなければならないというようには認識をしておるというところではございますけれども、なかなか計画の変更という形でとるとするのは困難かなという認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございます。

そして、先ほど一般質問の中で何回か出させていただいたんですけども、1日当たり4,800台の予測ということなんですが、これは平成42年度時点の予測となっております。

トンネル開通は平成35年度の予定ですので、これから見ますと、平成42年までに163号線までに接続されると考えてよろしいのでしょうか。町長、お願いします。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

その前に、先ほどの村山議員から犬打峠に合わせたまちづくりはきちっと時期を逸せず進めておるという、私、同感であります。

今の総合計画は変えないということで固執するんやなしに、もし必要なことであれば、総合戦略とかで臨機応変にとっていくべきやと思います。この計画でだめになる

ということは避けていかなきゃならない。そのために、それに補足するものとして、未来の方のまちづくり事業調査研究したり、ああいうものを趣旨に、今、言われているように、これがあるが故に全部できなかったということはやっていくべきではないと思います。

ただ、技術的にそういう形を変えてというのは、時間がないからそうしますけども、それまでは実質、今、言ったような方向で私は進めていくべきだと。場合によったら大きな、それ以外の手段を選ばなきゃならん場合もあるのかなと、このように思います。

それとやっぱりここが完成しますと、今までは私の要望では、犬打峠というのは一丁目一番地みたいな形で、常にまちづくりのこれは大事だと進めてきました。これは今の共生社会の実現の中に京都府は予算化してくれました。京都府が見ておられますのは、和東町を見ているんじゃないしに相楽東部を見据えていると思います。相楽東部を見据えとなれば、こちらから163につなぐものが実現しないと、なかなか共生社会、その初期を達成しないだろうと、こういう意味もありまして、そういう方向が着手されれば、この実績の効果が東部に及ぶように、全体に及ぶように、これから関係団体が協力し、要望していくのが大事だと思っておりますので、今後、そういう方向で進めて、まだ具体的にいつまでというような話はしておりませんが、我々、一生懸命、これについて次の実現に向けて、これもそれぞれの住民会議も残していただけたと思いますので、そういう要望事項に今度は変わっていくのかなと、このように思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

柔軟なお考えをお持ちのようですので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、次、光ボックスですけれども、現在４２０世帯ということで、２年前から全く増えてない。微減でもありますが、２年前の資料では４２７となっております。この要因は何でしょうか、課長。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、村山議員からご質問のありました数値でございますが、４２７世帯ということでございます。そのときの数値につきましては、一定、実の設置台数ではなく、いわゆる既に決定をさせていただきまして、何らかの形で保留なりをされた形の累計の世帯数を報告させていただいたと想定されるわけでございます。

現在４２０世帯ということで、累計の設置世帯数は４５８世帯でございます。その中で実際設置されておるのが４２０世帯ということとなっておりますわけでございます。それで、平成２８年度中に新たに設置させていただいた件数につきましては１６世帯ということとなるわけでございます。

議員ご質問のとおり、なかなか普及の進捗がはかばかしくないというのが現状でございます。この要因につきましては、過去からも申し上げさせていただいておりますが、いわゆる光環境を整備して、インターネット環境を整備していただく。その費用もかかるということもございまして、光ボックス自体の操作性にも問題があるんじゃないかということも認識しておるわけでございます。

本町におきましては、動画のチャンネルの充実を図っておるところでございます。まして、保育園の行事等を中心とした形で動画を配信させていただいております。また、住民の方々からもさまざまなそういった動画を提供させていただいておるという努力はさせていただいておるというわけでございますけれども、遅々として進んでいないというのが現状でございます。

先ほども答弁させていただきましたように、今回の議会中継が再開となれば、そのPRにさらに努めさせていただきます。先ほど申し上げましたように、インターネット環境が整備されている世帯が700世帯以上あるということでございます。世帯数の約2分の1程度の世帯でネット環境が整備されておるということでございますので、そこへの普及をさらに進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

先月のれんけいでしたかね。久しぶりに光ボックスのPRが出ておりました。ただ、左肩の上に小さいスペースですので、なかなか目立たなかったと思うんですけど、やはりふやすにはPRが必要かと思います。

それと、初期工事費用ですね、これが27年4月末までは4,000円ということで割引をされておりました。現在は2万円。これが増加を阻んでいる要因と考えます。NTTに再度割引交渉をする必要があると思いますが、課長、いかに考えておられますか、ご答弁をお願いします。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今、議員ご質問にございましたように、設置に係る工事費でございますけれども、NTTのフレッツ光の工事費につきましては、1万8,000円プラス契約料800円ということで、2万円近くのいわゆる初期費用がかかってくるというわけでございます。

なおかつ、月々の通信費用につきましては、プロバイダー料金込みで5,000円

以上かかってくるということでございます。

今、議員ご質問がございましたように、和東町に光回線が開通した際にN T Tのほうでキャンペーンを打っていただきまして、その初期費用の軽減を図っておったというところでございます。現在そういったキャンペーンは取り組んでおられないということでございます。

本町におきましては、N T Tと連携の協定を結んでおるわけでございます。その協定の範囲内におきまして、一定、N T Tのほうへさらなる光ボックスの普及促進ができる策をN T Tとして取り入れるふうについて検討願いたいというのは申し入れたいと思っておるところでございます。

ただ、やはりN T Tと協定を結んでおるとはいえ、企業でございますので、一定の営利を目的とするということもございます。そこら辺、公平性とか透明性を確保した形で取り組んでまいらなければならないという認識も持っておるところでございます。

いずれにいたしましても、やはり和東町チャンネルの視聴をしていただく人口をふやしていくということにつきましては、先ほど申しましたように、区の公民館への設置も一つの方策ということで、それにつきましても積極的に進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

もし必要とあれば、私も出向きますしね、N T Tのほうへ一緒に行きましようか。

当初のときでも500台の設置目標で、この資料の中では388台ということになっております。だから、N T Tも回線利用がふえるんで結構なことだと思いますので、その辺は進めていきたいと思えます。

このコンテンツの中にまちのお知らせ、和東町ホームページ、そして和東町のF a

c e b o o k というようなことが載っているんですが、町長の言葉はここには載っているのですか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

現在、和東町チャンネルのコンテンツとして町長の言葉というのはございません。

町のホームページの町長の部屋を準用しておるといってところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

町長の部屋というのは、和東町のホームページの中にあるということですか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、さようでございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

町長は個人的に F a c e b o o k をやられるということなんですが、この和東町のホームページに町長の言葉も載っているということなんですが、ちょっとやわらかなニュアンスでのこともやはり視聴者をふやす一つの要因だと思いますので、個人的なものも多少入れていただいてやっていただけたらと思うんですけど、町長、どう思われます。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

そういったことを通じて住民の皆さんに知っていただき、そして参加していただく協働のまちづくりが非常に大事かと思えます。できる限り努力はしてまいりたいと思えます。

F a c e b o o kと公的と民というところはちょっと違うところがありますので、少し固くなるところがあるのかなと、こういうことでもあります。だから、個人的なことは流せないというところから非常に制約もありますから、この辺のところは今の気持ちとして、やっぱり住民にわかりやすい内容で広報していくことの大事さということで受けとめてさせていただいてですね、今後できる限り努力をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

今、議会放送は承認待ちということなんですが、承認になれば大きなPR材料となると思います。

カメラが入ると私たちもやはり緊張が生じますけども、反面、いい仕事ができるかと思えます。だから、A4の1枚ぐらいのPRとなるものをつくればと思うんですが、課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議員ご質問のとおり、茶源郷行政情報配信システムの普及に当たりましては、周知・広報活動が非常に重要と考えておるわけでございます。過去さまざまな形でPR

をさせていただいておる経緯もございます。今後この議会中継を再開されるということとなりましたら、それをまた中心として町民の皆様方にPRをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございました。これをもって私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

以上で、村山一彦議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではございますが、ただいまから3時30分まで休憩いたします。

休憩（午後3時18分～午後3時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第1に、人権にかかわる二つの法制、または法案への認識について伺います。

まず、1点目は「部落差別解消推進」法についてであります。

この法律は昨年12月に臨時国会で成立したもので、「部落差別の解消推進」のための「理念法」と言いながらも、逆に部落差別を固定化、永久化する危険をはらむものです。実際、この法律の制定を進めてきた部落解放同盟は法の制定を受けて、施策の復活や充実を機関紙等で主張をされております。

そこで2点伺います。

一つは、この法が新たな特別対策の実施や復活などの根拠にはならないし、しないとの認識でよろしいでしょうか。

二つ目に、旧同和地区を対象とした実態調査や特別対策としての教育や啓発等は一切行うべきではないと考えておりますが、その点について明確な答弁を求めます。

次に2点目に、「共謀罪」法案についてであります。

この間の国会審議でも明らかになったように、今政府が提出しようとして企てているテロ等防止と言いかえただけの事実上の「共謀罪」法案は、実際に起きた犯罪行為のみを罰するという刑法の大原則を覆し、国民の思想・信条、内心まで処罰対象としており、憲法が保障する基本的人権を乱暴に侵害するものと考えておりますが、町長並びに担当課長の認識について答弁を求めます。

次に、医療体制の整備、充実について伺います。

まず、国保診療所の診療体制の充実についてであります。

一つ目に、夜間診療日の増設を求めます。

診療所の診療体制については、桐山医師の任期延長や山城総合医療センターからの医師派遣など努力いただいている面はありますが、特に夜間診療については、月曜日のみの週もあるなど、以前と比較いたしまして大きく後退しております。今、かかりつけ医を地域で持つことが推奨される中で、現在の夜診の状況は改善する必要があると考えております。答弁を求めます。

二つ目に、小児専門医による診療日を週に1回、2回でも設定することをぜひ検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、山城南医療圏での小児救急医療体制の充実、整備について伺います。

現在、相楽地域での特に平日夜間における小児救急体制は、木曜日のみ山城総合医療センターで受けられるほかは、京田辺市の田辺中央病院が担っていただいております。365日24時間の態勢が未整備となっております。救急時、より身近な医療機関で診

療を受けられるよう、相楽地域内での365日24時間受け入れ体制の整備、少なくとも当面は受け入れ日の増設を、京都府など関係機関に要望していただきたいと思いを求めます。答弁を求めます。

次に、シルバー人材センターの創設について伺います。

1点目に、この間、地方創生計画の中でも触れられたこともあったと思うわけですが、センター創設に向けた検討状況について、現在どのようになっているか答弁をお願いします。

2点目に、具体的な期日を持ち、早期にセンター開設、稼働へ取り組んでいただきたいと考えます。答弁をお願いします。

最後に、若い世代向けの町営住宅の整備の方針確立、検討について伺います。

この間、町は定住促進の受け皿として空き家の活用を軸に取り組むことを強調されております。もちろん空き家の利活用も大事な方向とは思っておりますが、以前から指摘しておりますように一定数の若者向けで低家賃の町営住宅の整備は今後どうしても必要と考えます。改めてその方針を持ち、検討を進められるよう求めます。明確な答弁を求めます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思いを求めます。

最初に、人権にかかわる二つの法制への認識を問うについて答弁させていただきます。

部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法では、第1条で、現在もなお部落差別が存在すること、国との適切な役割分担を踏まえて、連携を図り

つつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるように努めるものとしてされており、以下の条文で、地方公共団体には、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めることと、必要な教育及び啓発を行うことに努めることが定められています。

人権擁護を推進する立場にある和束町といたしましては、今後明らかにされると思われる国の基本的な方針との連携の中で、部落差別の課題解決に向けて主体的に取り組んでいくことは当然のことであり、これまでと同様、国や京都府と連携を図りながら、必要な施策について取り組んでまいりたいと考えております。

実際調査の関係につきましては、部落差別解消推進法第6条の関係及び今後の考え方も含め、担当より答弁させます。

共謀罪につきましてはであります。

私の考えを聞いていただいているわけではありますが、現在、与党で検討されており、17日に閣議決定されるように聞いております。

岡本議員の質問にもありましたように、最近、テロ対策として強調してきているのが東京五輪に向けての話なんですけども、新しい言葉で議論がされてきております。

いずれにいたしましても、今、政府は適用要件が厳しく、捜査機関による乱用は考えられないと、こういう主張をされております。

また、野党や日弁連は恣意的な解釈を懸念している、こういうことも事実であります。

今、岡本議員が言われますように、やはり日本には世界に誇る憲法もあるわけでございます。人権意識のことも規定しておりますから、当然、そういったところに合致といたしますか、そういったところを見てこういったものを今、国会で議論されているものと思います。

いずれにいたしましても、議論に議論を重ねて、急ぐことなくこういった問題の今日的な課題に必要とするならば、そういった条文に慎重に検討していただいております。

めていただきたいと、このように思っているところであります。

それから、次に、医療体制の整備充実についての答弁をいたします。

初めに、国保診療所の診療体制の充実をと夜間診療日の増設をについてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、診療所の夜間診療は第2木曜日を除く月曜日と木曜日の毎週2回、急病になられた方や昼間来られない方を中心に診療を行っております。現在の診療所は常勤医師1人の中で運営しており、桐山所長も高齢になられてきたこともあり、心身の健康も重要と考えており、現状を考えますと、週2回から夜間診療をふやすことは、現在のところは非常に難しい状況にあると考えております。

次に、2の小児専門医による診療日の設定、検討についてであります。現在、診療所は、内科、外科を標榜して届けを行い、診療業務を行っております。その中で、診療所所長は、和東保育園の園医、和東小学校の校医として、子供たちの健全な育成のための健康相談や急な傷病等に可能な限り対応しており、また小児に係る定期的な予防接種に予約制ではありますが、行っております。

診療所で小児専門医による診察日設定となりますと、専門医の確保が困難なこと、また小児の病気の症状は急変的なものが多く、経過観察をしていく必要性からも、設定日を診療だけでは適切ではないと考えております。利便性は必要とは思いますが、近隣の設備の整ったかかりつけ医の小児科専門の医院や病院を受診していただき、育児相談等も含めた情報を集め、提供していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、山城南医療圏での小児救急体制の充実、整備についてであります。

相楽地域内での365日24時間、小児救急体制の整備、当面の受け入れ日の創設へ、府など関係機関への要望、働きかけをということでいただいておりますが、京都府での山城南医療圏、いわゆる相楽地域の平日・夜間の小児救急体制の構築につきましては、平成25年10月に相楽郡広域事務組合を通じて京都府に申し入れをさせて

いただき、京都山城総合医療センター、学研都市病院、田辺中央病院の3医院の協力を得て、平成26年4月より平日夜間も含めた小児救急医療体制が確保され、現在に至っているところであります。

相楽地域内での対応できる病院につきましては、京都山城総合医療センター、学研都市病院の2病院しかなく、医師の体制も含め、最大限の努力をしていただいているところであります。

京都府関係機関への要望、働きかけにつきましては、相楽広域事務組合等において相楽地域内の小児救急体制の実情を確認させていただき、窓口を一本化して今後の対策等について協議させていただくとともに、京都府山城南保育所や相楽地域市町村と連携し、適切な小児救急医療の利用啓発などを行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、シルバー人材センターの創設をということで、その一つ目として、センター創設に向けた検討状況はということについてお答えをさせていただきます。

高齢者が生きがいを持っていろいろなところで活躍いただくことは重要なことであると認識をしております。昨年9月には相楽東部未来づくり推進協議会、福祉・医療・教育等居住対策部会準備会において、高齢者生きがい創出、日常生活支援について、シルバー人材センターの共同化を進める方向で検討していくこととなりました。今後は相楽東部未来づくりの推進協議会においてシルバー人材センターの共同化に向けた検討をしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

また、具体的な期日を持ち、早期の開設・稼働についてのご質問につきましても、ただいま答弁申し上げましたように、相楽未来づくり推進協議会において検討を進めてまいりますので、あわせてご理解よろしくお願いたします。

次に、若い世代に向けての町営住宅整備の方針を持ち、検討についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

このご質問については、岡本議員は、今までからも強く要望されているところであ

ります。私どももこの要望事項というのは非常に大事なことではありますが、実情を見ながら進めているところであります。

今後、そうした中で和束町としては取り組み方というのも前回にもお答えをさせていただいているところであります。目的住宅については、一定、いろいろ進めているところでありますが、若者向けの住宅が非常に欠けていると、これは確かに大切なこととは認識いたしております。実情に合わせて考えていきますと、これから大きく変わりますのは、犬打峠のトンネル化、これに向けての状況であると思います。

私はかねて岡本議員にお答えさせていただいた一つの方法として、PFIを申し上げてまいりました。こうした状況が変わりますと、さらに一層推進される条件が整ってくるものと思います。そして、今、進めている空き家というのは、これからも重要な課題となっているわけでありまして、これをリンクした中で考えていき、これについてはさらに検討していく内容だと、私はそのように考えているところであります。

ただ、必要であるということの認識は今でも持っております。その進め方について少し岡本議員との違いはありますが、いずれにいたしましても、時代の大きな流れをくみとりつつ進めいくことが大事だと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上、岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

井上人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

それでは、私からは、岡本議員の人権にかかわる二つの法制案への認識を問うについての（１）部落差別解消推進法についてお答えをさせていただきます。

まず、①のこの法律が新たな特別対策の実施や復活等の根拠法にならない、しないとの認識でよいかということでございます。

国においてのこれまでの同和対策の取り組みといたしましては、昭和40年、1965年の同和対策審議会答申に記載されております心理的差別と実態的差別の解消を図るために、同和対策事業特別措置法から地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律まで特別対策として実施された法律につきましては、地域の住環境整備などの物的な基盤整備が大きく改善されまして、おおむね、その目的を達成できた状態になったことから、平成14年、2002年3月末をもって特別対策としての事業は終了したものであると考えております。その後は一般対策として、教育、啓発等の残された課題の解決に向け取り組みを進めているところでございます。

ただ、就職や結婚の際の身元調査やインターネットの差別書き込みなど、残念ながら偏見や差別意識が残っていると考えられております。

今回の部落差別解消推進法について法律ができた経過でございますが、同和対策の特別法の執行後も部落差別が続発しており、最近ではインターネット上の差別を助長する差別書き込みやそれを拡散させるような事象も発生していることから、全国各地の部落差別の解消を求める法制定運動の地道な取り組みが行われ、国において昨年12月16日に施行されたところでございます。

法律の主な内容といたしましては、第1条の目的で、現在もなお部落差別は存在するとの認識を示し、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。解消することが重要な課題としております。

また、第3条で、国及び地方公共団体の責務を規定するとともに、第4条から第6条においては、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、相談体制の充実や教育、啓発、実態調査等、部落差別の解消に向けて努めることとしております。

和束町における今後の取り組みといたしましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、国や京都府との連携を図りながら相談体制の充実や教育、啓発、実態調査等一般施策を活用し、これまでと同様に法律に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、②の旧同和地区を対象とした実態調査や特別対策としての教育、啓発は一切行わないとの認識でよいかということでございます。

まず、実態調査の関係ですが、平成23年度に全国隣保館連絡協議会が厚生労働省の補助事業を活用され、隣保館周辺地域の福祉課題を明らかにすることを目的として実態調査を実施されました。

また、今回、部落差別のない社会を実現することを目的に施行された部落差別解消推進法第6条の部落差別の実態に係る調査につきましては、参議院法務委員会の附帯決議にも示されていますように、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に進むものとなるよう、その内容手法について慎重に検討され、今後、国会において人権を侵害されることのない調査を実施されるものと考えております。

以上のとおり、実態調査については国が主体となって適切な方法で実施されるものと考え、今後もその動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

また、教育や啓発の取り組みについては、特別対策ではなく一般施策を活用し、これまでと同様に、法律に基づき各事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、岡本議員の一般質問の回答でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

岡本議員の1、人権にかかわる二つの法制案への認識を問う、「共謀罪」法案についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にあります組織犯罪処罰法改正案、いわゆるテロ等準備罪、また共謀罪等とも言われている法案につきましては、反社会的な行動を起こすために具体的かつ現実的な計画を企てる行為を罪とする法案であり、対象となるのはテロや薬物関連など、

277の重罪犯罪となっていると認識しております。

町長の答弁にもありましたように、報道によりますと現時点では当該法案は閣議決定がなされていないことから、国会へは未提出となっております。今後、当該法案が提出されれば、国会審議を注視してまいりたいと考えております。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

久保国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

岡本議員の質問にお答えいたします。

（1）国保診療所の診療体制の充実を、その①です。夜間診療日の増設をとということでございますけども、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

そこで、私のほうからは、経過、そして現状を述べましてお答えしたいと思います。

現在、診療所の夜間診療は第2木曜を除く月曜日と木曜日の毎週2回、午後6時半から午後7時半までの1時間を受け付け、診療時間としています。おおむね午後8時過ぎまで、風邪などの急患の方がほとんどですけども、医師を含め3人のスタッフで診療業務に当たっております。

今から3年余り前までは毎週3回の夜間診療をしておりました。しかし、この時期から診療所長はご自身の健康も気にされてきたこともあり、また、夜間診療外来者数も減少傾向にあったこと、経費も節減することができたことから、そして診療所長の強い意向もあって平成25年8月1日から毎週2回となり、現在に至っております。

夜間診療を受診された患者さんを調べたところ、11月、12月につきましては、インフルエンザ予防接種の関係で多い日もありますが、平成27年度では平均五、六人、平成28年度は六、七人という程度になっております。

今後において、桐山所長やスタッフの健康保持を考慮していく中で、夜間診療をふ

やすことは日常診療業務にも影響しかねないということも予想され、現状維持が妥当であると考えております。

なお、現在、平日の午後ですけれども、訪問し診療するなど、医師が在任のときは急病などで住民からご連絡をいただいた場合に限りまして、できる限り診療するなど対応させていただいております。

次に、2の小児科専門医による診察日の設定検討ということですが、これにつきましても、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

小児科は子供を診療対象とすることで、その対象は15歳未満とされています。年齢区分としては乳児、幼児、小児とそれぞれ分かれており、対象とする年齢によっても専門の場合があるほど診察が難しい分野とされています。

診療所ではおおむね小児以上のお子さんについては、傷病の状態によってできる限り診療を行っておりますが、急変により重症化や経過を見る必要がある場合につきまして、近隣小児科医院や病院を紹介させていただいております。

現在、近隣の育児相談等を含めたかかりつけの小児科を標榜された医院を受診いただけるように診療所内に掲示していますけれども、もう少し明確にして、情報を集約して提供していきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

私からは、大きな3番、シルバー人材センターの創設を、（1）センター創設に向けた検討状況はについて答弁させていただきます。

シルバー人材センターの設立については、町単独では年間を通じた仕事が少なく、また会員の確保も難しいことから、相楽東部3町村で一つのセンターを設立することが最も効果があると思います。

町長が先ほど答弁申し上げましたように、相楽東部未来づくり推進協議会において共同化を進める方向で検討していくということでございます。3町村でのシルバー人材センターが共同化できるまでの間は、町内の高齢者の方々が今後も活躍できるよう、町内団体やNPO法人に雇用を働きかけたいというふうに考えております。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、まず、今、答弁がありましたシルバー人材センターについては、いわゆる相楽東部の3町村の中での未来づくりセンター等での協議というのを進めていくというふうに答弁をいただきました。今まででいえば具体的な答弁だったと思うんですけども、その辺は、私は期日等も含めてですね、やはりこれはかなり前から要望もありますし、地域の皆さんの声でもありますので、できるだけ早く具体的にさせていただきたいということで、まず明らかになりましたら、ぜひ議会にも内容について明らかにしていただきたいことを強く要望しておきたいと思っております。

それでは、まず、1番の人権にかかわる問題についてですけども、まず共謀罪についてですけどね、町長は大体こういうような類の問題については自分の考えを述べられないですね。以前も戦争法の問題についてもですね、本当に他人事のような話と解説をされるだけで、一体、自分はどういう立場なのかということは一切言われませんね。今回もそうだと思うんですね。

私は先ほど具体的に質問したと思うんです。いわゆる今度の政府が閣議決定を17日もしようかと思っている、いわゆる共謀罪の法案の中身というのは既に明らかになっております。この間の国会審議でもその内容というのは明らかになっております。それを踏まえた上で、今、政府がやろうとしている共謀罪の中身というのは、基本的

人権にかかわる国民の思想や信条、内心まで処罰対象とするということは明らかになったわけですね。まだ閣議決定されてないとか、法案が出てないから云々というのはね、これは金田法務大臣と同じ答弁なんですよ。既にもう明らかになっているわけです。

実際、先ほど課長がいわゆる法案の中身について政府答弁のような話をされましたよね。でも、実際はどういうものが対象になるかということは幾らでも恣意的に広げることができるということも明らかになっております。それを踏まえて私は質問しております。

今回の共謀罪の法案というのは、先ほど言ったように、国民の基本的な人権を乱暴に侵害すると私は考えていると。町長はどうお考えかって聞いているんです。

町長は、例えば先ほど慎重に慎重な審議を重ねて進めていただきたいと言われましたよね。ということは、町長は、今、明らかになっている共謀罪法案の中身というのは人権侵害には当たらないし、慎重に審議をすれば進めてよいと、そういうお立場なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

これはまさに国会というその手前です、今、審議をされている。与党関係の今度、閣議決定が私のほうでは17日に予定されていると、このように報道されているわけでありまして。

先ほども私、述べておりますように、国には基本的な人権をきちっと定めた憲法があります。そういったことは、当然、その憲法の中での法律であります。憲法は公法であります。公法に基づくところの法律でありますので、当然、そういったものに当てはめて考えていくというのが私は当然のことであると思います。だから、そういうところでいわゆる侵害にならんと。

先ほども野党のほうでも心配していますように、非常に恣意的なところで拡大にならなろうかとか言うている内容というのは非常に関心のあるところなんですが、今回新しく示された東京五輪がこれからあるわけなんですが、そういう意味では、テロリズムといいますか、テロに対するものが規定をされてきたと。

そういう中で考えますと、非常にこの問題は、これも解説と言われたら、与党の関係の中では、いわゆるきちっと定めて、なかなか厳しくなっていくと、こういう話がありますが、私はこういう実情を踏まえて、ここまで進んできている内容であるわけなんですけども、申し上げますのは、当然、法律の制定は公法に違反することなく制定されるべきであるというのは、これは法治国家であります。だから、そういうところに照らし合わせて国会で議論すべきで、私は考え方だけしか述べられませんが、やっぱり議論する立場が十分やっていただく場所があるわけですから、そこでそれを踏まえた議論をきちっとやってほしい、こういうことを申し上げているわけであります。

その辺のところではひとつご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる憲法があるから、それに基づいた法律でなければいけない。それは当たり前だけど、実際、この共謀罪というのは違憲だと言われているんですね。いわゆる今、町長が言われたような憲法に合致する法案ではないということだから、これだけ反対の声も多いし、与党も政府もちゃんと説明できてないんですよ。

テロとか言われましたけどね、この法案が出る前、ご存じでしょう。テロなんていうことはなかったんですよ、初め。忘れてたんじゃないんですよ。そもそもテロなんて対象じゃないんですよ、これはね。ただ、名前だけつけてるだけの話であって、テロの対策なんて幾らでも法律があるわけですからね、本来、必要なくて、別にそういうものは要らなかったんですよ。だから、本音として出ただけなんですよ。

そういうことから考えてもですね、今度の共謀罪というのが憲法違反であって、人権侵害の危険を大変はらんでいる法律だということはもう既に明らかだと思うんですね。

町長はね、ふだんからよく人権を守るって言われますよね。こういうときに問われるんですよ。国会で決議さえすれば、それは全部憲法に合致しているということじゃないんですよ。その当時の政府自身が憲法を守らなければね、憲法違反の法律は幾らでもできるんですよ、戦争法もそうですけども。そういった建前の話をしているんじゃないんですよ。

もし、これが通ればですね、テロという名前のもとに、町長が責任を持ってもらえる住民の方の人権にかかわる問題になると言っているんですよ。だから町長の態度を問うてるわけであって、そういうよそごとのようなことを言われるのは、人権を守るという意味では大変不適切だというふうに思いますし、やはりいつもまでもそういう曖昧な態度をとられることはやめていただきたいなというふうに思うんです。ですから、こういったものについてはきっぱり反対いただいて、撤回するように私は政府に意見を言っていたきたいというふうに強く要望しておきたいと思うんです。

それで、部落差別解消推進法の関係ですけどね、課長にもう一回確認しますが、私が聞いているのは、今度の法律がいわゆる特別対策ですね、いわゆる以前あったような同和対策として、いわゆる旧の同和地域の人たちを対象にしたような施策や、また実態調査等はこの法律でもってしても行わないでいいですねということを知っているんです。行わないですねって聞いているんです。

先ほどの課長の答弁では、行うということでしょう。これはやっぱり国会にも審議にも反すると思うんですよ。ご存じとは思いますが、国会の法案提案者も、この法律でもってそういう特定したような実態調査はしないと、行わないと言っているわけです。それを受けて、さっき紹介された附帯決議っていうものがあるわけですよ。わかりますか。

今さっき附帯決議のことを言われましたよね。その附帯決議っていうのは、そういう特別対策になるんじゃないかという懸念に対して、いや、そうではないですよって、いうことを言うために附帯決議を挙げているんですよ。

もう一度聞きますよ。

今回の法制定を持って、いわゆる特別対策としての実態調査も含めた、そういった事業は一切行わないということによろしいですか。

○議長（畑 武志君）

井上人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

お答えいたします。

先ほどの繰り返しの答弁になりますが、今後は国や京都府との連携を図りながら、実態調査についても実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

なぜ、そういう答弁になりますか。さっき言いましたよね。

法案提案者自身が旧同和地区や地区住民を特定した実態調査は全く考えていないと言ってるんですよ。そういう議論を踏まえて附帯決議がある。

要はね、先ほど附帯決議を課長は、この実態調査ができるための根拠みたいに言われたけども、これは逆なんですよ。いわゆる「部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ」って書いてありますよね。新たな差別を生むことがないというのは一体どういうことかということなんですよ。

それはご存じのように、いわゆる特別法が切れたときにね、なぜ特別対策が部落差別の解消に弊害かっていうことを2002年に同和行政誌というもので理由を挙げて

おられますよね。国民の一部を対象とする特別対策はあくまで例外的なものであって、必ずしも有効とは考えられないと言っているんですよ。だから、今、そういう特別対策というか、特定の地域や人を対象にした実態調査を行えば部落差別の解消にとって弊害になるって言っているんですよ。

この附帯決議は。そういうふうに附帯決議の立場に立つのであれば、今、課長が言われたような実態調査をするっていうことは答弁にならないと思いますよ。だから、実態調査をしないというのが国会の結論なんですよ。ですので、そういう特別な意味での調査は絶対行わないという答弁をお願いします。

○議長（畑 武志君）

井上人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

お諮りいたします。

部落差別解消推進法第6条の中には、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとするということで、法律の第6条のところにも条文として明文化されております。

今後も、先ほど言いましたように、国や京都府との連携を図り、相談体制を含めまして、実態調査等これまでと同様に法律に基づき実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

その法の6条というのは、附帯決議がその後にあるんですよ。特別対策は行わないというのが附帯決議なんです。何のための附帯決議かということをごちゃんと理解しないかね、また新しい同和行政になっていくわけですよ。私、今の答弁を聞いてそう思いましたよ。絶対そうなるよ。大変ゆゆしき答弁だというふうに思うんですね。

この前、町長にお会いしたときにですね、これは理念法だと言われましたよね。理念法ということはですね、これも法案提案者が言っておられますけども、理念法だからそういう財政の出動の根拠にもならないし、特別対策の根拠にもならないとはっきり言っておられるわけですよ。

そういう議論を通じて附帯決議があり、この法律ができたわけですよ。そこをちゃんと踏まえたことをやっていただかないと、これは同和行政の復活につながるということをお大変危惧いたしますので、私はしっかりちゃんと読み込んでいただきたいと思うんです、課長には担当課としてね。

そんな都合のいい解釈をしたらだめですよ。同和行政自身はもう終わっているわけですからね、先ほど言われたように。さっきの課長の答弁は復活を宣言したようなものですよ。これは明らかに同和行政の終結の流れに反するということを指摘しておきたいと思いますし、こういうことは絶対やめていただきたいというように思いますので、ちゃんと勉強していただきたいと思います。

次にですね、医療体制の関係ですけども、先ほどいわゆる診療所の今の診療体制のいろんな意味での困難とかいうのはこれまでも聞いておりますし、理解しているつもりです。ただですね、公的な医療機関としての役割を果たすという点で、そこに立った対応をしてもらわないかと思うんです。もちろん桐山先生のいろんな条件であるとか困難は承知ですけども、ただ、それは考えつつも、やはり公的な医療機関としての、地域の医療を支える医療機関としての役割の観点から充実を考えていただきたいというふうに思います。

これは私ごとですけども、しばらく私の家族のところでお世話になりましたよね。けがをしたと。それで、ずっと治療をしていただいていたわけですけども、どうしても夜診がないですから、朝、行かなくては行けないと。例えば、子供であれば学校をちょっと遅刻せなあかんということになってくるわけですね。だから、やはり本来、広域診療所というのは毎日やっていただく必要がありますしね、そういった方向をし

っかり見据え検討をいただきたいと思うんです。

今の桐山先生の状況とかそういうことだけを考えてじゃなくて、やっぱり地域の医療をどう支えるかという観点で今後の診療体制の充実を考えていただく必要があると思います。

これは一つの提案ですけどもね、町内にもう一つ民間の医療機関がありますね。その夜診というのが水曜日は休んでおられるんですね。例えば、水曜日が休みということは、両方とも休みということになるんですよね。ですから、その日、和東町は夜は診療できないという状況になっております。ですから、1週間の間にそういう日がないように、そこは公的な役割としてフォローしていくということは、最低限検討いただく必要があるんじゃないかな、当面はと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

久保国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

はい、お答えします。

先ほども答弁の中で、午後、医師が在院のときは診療急患の場合は受け付けております。ですから、水曜日につきましては、京都からも医師が来られて、カメラとか、そして外来に当たっていただく日になっておりまして、水曜日の診療の夜診というのは、先ほど言いましたように、設けにくいということもありますけども、できないという状態です。ですから、午後の関係を、そういった急患の方、あるいは先ほど岡本議員が言われましたように、けがされた方をフォローしていくかということにつきましては、その場でまた検討して対処していきたいと、このように考えております。

今後につきましては、そういった午後の診療、あるいは急患につきましては、できるだけ、先ほども言いましたように受け付けて、そして対処して、診療なり治療していきたいという考えを持っておりますので、これにつきましては桐山医師も一応いて

た場合ですけども、在院の場合はしますということを確認していますので、その点につきましてまたご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

診療所の体制についてはね、桐山先生自身は大変特例ということで延長いただいている環境もありますし、ある意味、ずっと桐山先生にお世話になるということも考えにくいことがあると思うんですね、それはもちろん。そういう点では、やはり医師の確保も含めて、そのときにどういう診療体制を組むのかということもよく考えていただきながら、基本的にはやはり夜診もしていくということをちゃんと持ちながらですね、今後検討いただきたいとし、今の提案については、そこはそこでぜひ鋭意考えていただきたいというふうに思います。

それから、小児科医の配置というものについて、言われたことはわかるんですけども、ただこの間、特に乳幼児の方を持つお母さん方とかに聞き取りのアンケートでその辺について聞いてたんですね。やはり町内に小児科医がおられませんから、どうしても町外に主治医を持たれることは当然といえば当然なんですけども、やはり地域にね、身近なところにそういう部分的であっても診療日があればですね、それはそれで大変安心につながるというご意見が多数寄せられているんですね。ですので、やはり小児科医のかかわりというものをぜひつくっていただきたいと思いますし、先ほど和東保育園とか小学校の校医とかしていただいているということはもちろんあるんですけども、ただ、やはり現場のほうでは専門外ですので、そういう相談があったときでもどうしても町外の医療機関にということで対応されている部分が多いと思います。そういう点では、ぜひ町内において、国保の診療所において小児科医のかかわりを持っていただくということもぜひ検討はいただきたいと思うんですけども、その辺、も

う一度、町長にお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

今の岡本議員のご質問ですが、二つの面について考えていかなきゃならないと思います。

現体制の中では、岡本議員もご理解いただいておりますように、一生懸命とれるというのは一応限定の中で限られてきます。だから、先ほど事務長も答弁いたしましたように、できる限り努力はしていなきゃならない。

それとあわせて小児科というのは、これも含めてですね、今後の診療体制というものを考えていくことが大きな課題として今、抱えております。そして、これは医師の確保の問題であります。この医師の確保のときに、昔は広く総合診療ということをやっておったんですが、今、総合診療科目というのも大学の中では設置されてきているようには聞くわけなんです、今のところの中ではですね、先生方は子供に対しては非常に責任のあるというところで、非常に敬遠されてきているわけであります。

そういうことを踏まえて、今後、和束町も住みよい町、こういうことになれば、もう一方のほうの全体で今後の課題として、医師の確保を含めた医療体制の充実というようなことにも一方では努めていかなきゃならんと、これは課題だと思っておりますので、今も含めながら、今後もこれは努力していくと、こういうことでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

もちろん前提としては医師の確保であるとか、今やっけていただいている桐山先生自身の負担が加重になれば、先ほど言われたように、ほかの部分での不利益というもの

にもつながることはわかっておりますけども、ただ、やはり基本として、今、かかりつけ医は地域で持つということが方針として行われている中で、どれだけ地域で医療を受けられる体制をつくるかということは大変大事なことだというふうに思いますので、先ほどの診療所の体制もそうですし、小児科医のかかわりという面でも、そこはぜひ検討の中に入れていただいていますね、医師の確保も含めて努力いただきたいというふうに、これを強く要望しておきたいと思います。

もう1点、いわゆる小児救急体制の問題ですけども、これもいろいろお話を聞いて回ったんですけどね、遠い場合は宇治の徳洲会まで走られる場合もありますし、田辺中央病院というのは、そういう点では、結構、和東から大変距離があると思うんですね。やっぱりこの辺に住んでいると、どこにあるのかということもご存じない方もおられます。

そういう点ではやはりいろんな意味で救急に対応できないという状況がありますし、田辺中央というのは基本的に保健所の管内でいいますと北なんです。山城北の医療圏を網羅している医療機関なんです。そこを言ったら、ちょっと南の分をフォローいただいているというのが実態なんです。やはり山城総合医療センターと学研という二つの総合病院しかないと思うのか、そこも中心にしながら、やはり身近なところで対応できるよう、医師の確保も含めてね、これは京都府のかかわりも大変大きいと思いますけども、トンネルも大事なんですけどもね、やはりそういう命にかかわる部分についての要望もぜひ府にもしていただきたいというふうに思うんですけども、その辺、もう一度答弁いただけますか、町長のほうから。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまご質問いただきましたように、当地域は山城南医療圏域に入っております。こういった中、京都府全体でいいますと、京都府の全体で捉えると、非常に医療機関

とか医師数が確保されているところにあります。それとあわせて、プラスされるのが奈良市県内の医療圏との接点にあると、こういうことで、よその地域と比較すると、比較的はまだ医師数は多いと、こういうことであります。

ところが、今、岡本議員も言われますように、私どもは医療の医師確保というところでもっと近郊であるとか、いろんなことを申し上げながら、今、これも要望しながらやっているところであります。

私もたまたまではありますが、町村会から京都府の医療対策推進委員にも委嘱されているわけでありまして、今、岡本議員が言われたような内容はその場でも申し上げてきた。やっぱり偏在性のない医師の確保、偏在性をやめるべきやと、この辺が大事だと、こういうふうに申し上げてきているところであります。

そこで、小児科の問題はなおさら難しい。小児科医は非常に少ないところがあります。その対策として、先ほど言いましたように、総合医療というのが生まれてきたわけなんですけど、この総合医療というのも、なかなかこれからの問題であります。そういう意味におきまして、非常に課題の多いことですので、府に強く要望していきたい、このように思っています。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、今後もその辺、要望していきたいと思ひます。

残り余りないんですけども、最後の若者向け町営住宅の関係なんですけどね、先ほど村山議員のほうからトンネルの開通に伴うまちづくりの関係について質問がありましたけども、今回、私が思っていますのはね、トンネルの開通に向けた動きというのは大変これは前向きな動きだと私も思っております。

ただ、トンネルは開通さえすれば何でもうまくいくということではなくて、やっぱ

り間違えれば開通することによって若い世代の流出や人口の減少というものに拍車がかかってしまうと。いわゆる出ていくトンネルになってしまうというね、そういうおそれというか、危険も大変はらんでいるというふうに思うんです。

といいますのは、さっき言われた宇治方面、そして、さらには京都方面に道が開かれるということはですね、やはりそっちのほうに向けて雇用とか住居というものを求めて、特に若い世代が流れていくということは大変予想できることだと思うんです、残念ながら。

今、木津川市とかあっちのほうに流れているものが、宇治や京都のほうに行くというのは想定できることだと思うんです。それだけに、今、観光等で交流人口の云々とか話の中で人が来ていただくと、そういう中で和東に興味を持っていただいて、そういう方が定住していただくという意味では、やはり受け皿が必要ですよね。空き家も大切ですが、一定数、町として公の住宅というものを整備して、そこで受けとめていくということがないと、若い世代が定住というのは進んでいかないし、厳しい状況になると思うんですね。

ですので、もう一度最後に聞いておきたいのは、今、総合計画等で残念ながら公営住宅をつくっていくという方針が十分位置づけられてないと思うんです。やはりそこはこういったものをしっかり方針を持って、いつということとは言えないと思いますが、トンネル開通に向けての整備していく方針を持っていただくと、そこをぜひもう一度答弁いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

ストロー現象というのは非常に大変な問題であります。しかし、これは東部3町村においてもストロー現象は起こっております。

一つには、大きな課題としてトンネルもありますが、大きな課題として、先ほどの

相楽東部未来づくりセンターの中でも協議されて思います。今後こういった居住条件、住みよいまちづくりという観点からも検討していくべき内容であると思います。

ただ、方法論については、私も申し上げておりますが、もう少し具体的に論じていく必要があると、このように感じているわけであります。

そういう意味においたら、P F I なんかの方向については、促進されるじゃないかというふうに私は期待いたしております。

いずれにしても大事だと思っておりますので、町だけやなしに3町村連携して今後も検討を深めていく一つの要素だと思っておりますので、そういう方向で検討してまいりたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

あと1分ですけども、そこは重要なことですので、ぜひ方針として持ってやっていただきたいと、これは強く強く要望しておきたいと思っております。

最後にですね、これは私が言うだけに終わると思っておりますけども、先ほど部落差別解消推進法の関係で、それをいわゆる根拠にし特別対策としての実態調査やそういったものを行おうとしていると。行うんだというのはですね、これは同和行政の復活以外の何物でもないと思うんですよ。今までの同和行政終結に努力していただいていた、そういう努力も水の泡にしてしまうということになりますので、もう一度、附帯決議というものをちゃんと見ていただいでですね、特別対策は絶対にしないということで要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後４時４５分まで休憩いたします。

休憩（午後４時３０分～午後４時４５分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

日程第６、議案第１号 平成２９年度和東町一般会計予算、議案第２号 平成２９年度和東町湯船財産区特別会計予算、議案第３号 平成２９年度和東町国民健康保険特別会計予算、議案第４号 平成２９年度和東町簡易水道事業特別会計予算、議案第５号 平成２９年度和東町下水道事業特別会計予算、議案第６号 平成２９年度和東町介護保険特別会計予算、議案第７号 平成２９年度和東町後期高齢者医療特別会計予算、以上７件を一括議題といたします。

提案理由の説明として施政方針を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第１号から議案第７号の提案理由を申し上げます。

京都の新たな魅力を発見し盛り上げる「もうひとつの京都プロジェクト事業」が平成２７年度から開始され、「海の京都」、「森の京都」に続き、平成２９年度は「お茶の京都」のターゲットイヤーを迎えます。

来る４月から「お茶の京都博」が開催され、京都府南部１２市町村においては、１年を通して文化の香り豊かなイベントが開催されます。

和東町においても観光案内所がこの３月末に完成し、オープニングイベントとして、お茶のふるまいや新緑の季節を満喫できるイベントを実施する予定であります。

また、日本遺産に認定された茶畑景観を間近にお茶を味わっていただく「茶畑ハウス」を設置し、本町の魅力を伝え、交流人口を拡大させていくことで、まちの活性化とお茶産業の振興を図ることとします。

加えて、平成29年4月からは、京都府、笠置町並びに南山城村との連携による相楽東部未来づくりセンターを笠置町に設置し、移住・定住、交流人口の拡大に向けて、活力あるまちづくりを進めます。

平成29年度予算は骨格予算の年度であります。地方創生の歩みをとめることなく、京都府や他市町村と連携して事業を推進するための予算といたしました。

さて、和京町第4次総合計画の後期基本計画が平成28年度からスタートし、町政懇談会でいただいたご意見を踏まえて、住民の安心・安全なくらしの実現を最優先し、道路・橋梁寿命化計画に基づくインフラ整備や統合簡易水道事業の整備、高齢者が自立した生活を継続できる地域包括ケアシステム構築に向けた高齢者対策、不測の事態に備えた自主防災組織への助成等防災力の強化を進めてまいりますとともに、将来の和東を担う子供たちの教育環境の向上として、和東小学校への空調整備工事を、そして教育の振興を図るために和東小学校並びに和東中学校のインターネット環境の整備を行うこととし、相楽東部広域連合負担金を予算計上しております。

少子化対策としては、魅力的な子育てをPRする和東保育園での異文化体験や、子育て世帯の負担軽減を図るため医療費の無料化を継続して実施するとともに、茶源郷和東オリジナル出生届や婚姻届により、ふるさとへの愛着と、住んでみたい・住んでよかったまちをPRとします。

そして、地域おこし協力隊によるまちづくりや農村体験による教育観光を推進するとともに、受け入れ先の拡大を目指し、住民との協働によるまちづくりを進めます。

また、平成33年5月に開催されるワールドマスターズゲームズ国際大会に向けて、誘致決定された湯船マウンテンバイクランドの有効活用と大会に向けた実施計画を検討していきます。

犬打峠のトンネル化実現やお茶の京都による魅力発信と期待が膨らますとともに、同時に、本町を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、健全財政に努めながら、

限られた財源を有効活用することとし、地方創生を推進するとともに、和東町第4次総合計画の六つのプログラムに沿って各種施策を推進することといたします。

各会計予算は、一般会計一般会計30億1,950万円、湯船財産区特別会計868万円、国民健康保険特別会計（事業勘定）8億550万円、（直営診療施設勘定）9,960万円、簡易水道事業特別会計3億8,618万円、下水道事業特別会計2億1,560万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）5億7,250万円、（サービス事業勘定）530万円、後期高齢者医療特別会計6,380万円、平成29年度予算総額は51億7,666万円となります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本予算の審議につきましては、議員全員の10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第7号までの平成29年度和東町一般会計予算及び平成29年度和東町各特別会計予算の以上7件については、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第7、議案第11号 和東町農業委員会の委員等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第11号の提案理由を申し上げます。

平成27年8月に「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日から施行されています。

この改正に基づき、和東町農業委員の選出方法の改正や新たに設置する農地利用最適化推進委員等の定数などを規定する条例の制定、それに伴う委員の報酬額等の改正の必要が生じたので、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、議案第11号の説明を朗読をもちましてさせていただきます。

議案第11号

和東町農業委員会の委員等に関する条例の制定について

和東町農業委員会の委員等に関する条例を次のように定める。

平成29年3月10日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、和東町農業委員会の委員等に関する条例でございます。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、和東町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）等の定数を定めるとともに、和東町農業委員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、9人とする。

(選定委員会)

第4条 農業委員の選定に関する事項について、町長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、選定委員会を置く。

(選定委員会の組織)

第5条 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 選定委員会の委員(以下「選定委員」という。)は学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(選定委員の任期)

第6条 選定委員の任期は、1年以内において町長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 選定委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 前3条に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附則でございます。

(施行期日)

第1条 この条例は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第2条、第3条及び第4条の規定は、公布の日在任する和東町農業委員会の委員の任期満了の日(和東町農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日)の翌日から施行する。

(和東町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

第2条 和東町農業委員会の選挙による委員の定数条例は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中、農業委員会委員の会長、年額 13 万円、同委員 11 万円を農業委員会の委員の会長、年額 15 万円、同委員 13 万円、農地利用最適化推進委員の委員長 13 万円、同委員 13 万円、農業委員選定委員会委員、日額 9,000 円、固定資産評価審査委員会の委員の「〃」が年額になったということでございます。

(和東町定数条例の一部改正)

第 4 条 和東町職員定数条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「2 名」を「3 名」に改めるということで、前 3 条と 4 条につきましての費用弁償に関する条例と、それから和東町職員条例の一部を改正するものにつきましては、次のページに新旧対照表をつけさせていただきますので、議長のお許しを得ておりますので、この部分のみのご説明をさせていただきます。

右側、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございます。

現況が、ただいまありました農業委員会の会長 13 万円、同委員 11 万円、それから固定資産評価審査委員会の委員ということで「〃」でございます。この部分を左側の改正後の案でございますが、農業委員会の会長 15 万円、同委員 13 万円、それから農地利用最適化推進委員の委員長 13 万円、同委員 13 万円、それから農業委員選定委員会委員、日額 9,000 円、固定資産評価審査委員会の委員、年額としまして 6,000 円でございます。

次に、その下でございます。

和東町職員定数条例新旧対照表でございます。

右側の現行でございます。

第 2 条 職員の定数は次に掲げるとおりとするところの(3)農業委員会事務局の職員 2 名を改正後の案でございます。農業委員会事務局の職員 3 名ということで改正するということでございます。

以上でございます。よろしくいたします。

○議長（畑 武志君）

議案の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今回のこの条例の制定については、先ほど説明もありましたように、法改正の結果として今回出されているわけですが、特にこの件につきましては、農業委員の公選制の廃止ということが具体化されたことだというふうに理解しております。

町長にまずお聞きしたいんですけども、この公選制というのは、いわゆる農家の代表機関としての農業委員会の性格というものを保証する、そういう基本的な制度であって、農地の所有者である農家の関係の方から信任をされて、その意見反映を促していくという点で大変不可欠な機関だったというふうに思うんですね。

そういった意味では、今回、公選制が廃止されて町長の任命制に変わったというのは、こういった分野での、ある意味、民主主義の後退というふうにも思いますし、下手をすればやはり農業振興や、また農地の管理云々にも多大な影響を及ぼす可能性もあるという点で、今回の法改正について町長はどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、お尋ねがありますように、今までは公選制で農家から選ばれてこられたわけなんですけど、今度は町長が諮問にさせていただいて委嘱するにしてもですね、任命になるわけでありますから、その意味におきましては、まず最初に、非常に重い責任を感じます。

この趣旨といいますのは、やはりこれからのまちづくりは、こんだけいろいろと変化してくる中では、速やかな対応、そしてまちづくりといわゆるリンクした地域づくりをしないとなかなか進まないというふうにも考えているわけであります。

そういう意味におきまして、これからのまちづくりについてはですね、多くの皆さん方と協働しながら、やっぱり和束町の今後の農業振興のあり方という意味から考えてもですね、先ほど言いましたように、大変重く受けとめております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

先ほど町長が言われたようなことと公選制の廃止というのは余り関係ないと思うんですね。逆に言えば、本当に農家の中での声をくみ上げていく、農家行政の中での民主主義を確立していくという点では大きな後退だというふうに言わざるを得ないというふうに思いますし、町長が今、言われたように、大変これは責任が重いと思うんですね。そこはやはり自覚していただきたいと思うんです。

その上で、条文について幾つかお聞きしたいんですけども、今回の農業委員の定数が14人というふうになっております。これは確認ですけども、これはどういう根拠に基づいて14人なのか説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

これは法律によります第8条第2項にありまして、10アール以上の農地を経営する農家数が1,100以下の農業委員会におきましては14人ということございまして、法律に規定されております。

また、農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会ということございまして、先ほど言いました農家数につきましては1,100以下でございしますが、本町の場合は243戸、それから農地面積が1,100ヘクタール以下ということで、本町

では 858 ヘクタールということで、その法律に定めるところの委員の上限ということで 1 名でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

次に、今回新しくつくられました農地利用最適化推進委員というものが 9 人任命するというふうになってるわけですが、この農地利用最適化推進委員というのは一体どういうものなのか、どういう役割を果たす委員として位置づけられているのか、また定数の根拠についても説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

農地最適化推進委員の任務でございますが、耕作放棄地、それから農地の流動化ですね、そういった地元に即した活動の中で手だてするというんでしょうか、指導する、もしくは農地を荒らさないといった、そういったところの職務を今まででしたら農業委員さんが持っておられたんですが、それをより地元の方に近い委員ということで設定いたしまして、その委員にその役目を担っていただくということでございます。

また、今ございました委員の人数の関係でございますが、農地法の第 18 条第 2 項及び施行令第 8 条の中に農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を 100 で除して得た数ということでございまして、1 未満の端数を生じたときは 1 に切り上げるということで法律で決まっております。

本町におきましては、先ほどご説明いたしましたように、858 ヘクタールでございます。これを 100 で除しますと 8.58 という数字が出ます。ということで、切り上げてまして 9 人ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それですね、ちょっとお聞きしたいんですけど、今回の公選制の廃止によりまして、いわゆる農業委員さんの任命ということは町長が任命権があるわけですから、どういう方を選ぶかということになってくると思うんですね。

これまでは一応農家の方とかの投票とかですね、また選任の中で公選されてきたということがありますが、今度の法改正では、一定の要件が満たされれば、例えば個々の委員は市町村内に居住する、農地を所有する、耕作に従事するという資格は問われなくなります。いわゆる誰でもできますということも法的には可能になります。いわゆる地域外の企業役員など中立委員ということで選出は可能になるというふうになってると思います。

また、こういうことはあってはならないわけですが、例えば、いろんな産廃業者であるとか、さまざまな農業振興とは全く関係のない、そういう人などもそのときの市町村長の意向によっては任命されることもあるという、そういった可能性もゼロではない。そういうことを可能にする公選制の廃止だというふうに思うんですね。

そこでお聞きしたいんですけどね、まず課長にお聞きしたいんですけども、今回の公選制の廃止に当たっては、大変、農村地域の農業委員会関係の団体からも、いわゆる恣意的な任命が行われるんじゃないかという、そういった懸念も含めてですね、できるだけ農家の代表という性格を維持する、そういう意味での仕組みを一定つくられたというふうに聞いております。その辺のさまざまな要件というのが課された聞いております。その辺について説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えいたします。

先ほどから岡本議員からありますように、やはり農業委員さん、また農地最適化推進委員さんにつきましては、農家の意向を反映した形の中で活動していただくというのは当然でございます。

町長が任命するというところでございますが、これの候補者につきましては広く住民の方々に公募をかけさせていただきます。その公募期間につきましては約1カ月ということでございまして、自主的に応募される方、また各組織から推薦を持って出られる方ということで、公募をかけさせていただきます。

また、規定の中ではインターネット等を通じまして、その候補として申し込みされた方の内容を公表しなければならないというようなことで透明性が確保されております。推薦をするものであれば、そういったものの氏名、職業、年齢、また住所等全てそういった部分で公表していかなければならないというようなところで、皆様方に見ていただける格好での公表が義務づけされております。

また、本町につきましては14人ということでございまして、その部分につきましても今、選定委員会もつくりまして、現に14人を割る状態の中では積極的に地元へ声をかけまして、その定数に達成さすということがまた国のほうからも指示が出ておりますし、足らなければ追加で、今、言いました公募期間1カ月を延ばしてでも、確保に向けて努力をなさうというようなこともございますので、農家の方の意思を反映した形での募集になるかと思っておりますので、ご理解、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

日ごろからですね大変少ない人数の中でいろいろと業務をこなしていただいているわけなんですけれども、今回、農業委員会の事務局の職員さんが2名から3名ということで変更されているんですけれども、この1名はどういうような特命を持って仕事

をされるのか、その点だけお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えいたします。

現在も農業委員会の事務につきましては、局長、それから職員ということで2名体制で、それも兼務で行っております。

今、農地最適化推進委員が創設されたこと、また農地の荒廃防止であり、それから毎年農地の点検ということで、地区内農地を巡回してですね、荒廃農地、遊休農地、そういった部分での調査をしなければならないということが義務づけされております。

やっぱり適切に農地を管理するということの事務の中で仕事がふえるということでございまして、これは農業委員会からも要請をいただいたところでございまして、兼務ではございますが、やはり1名増加させていただきましてですね、そのあたりの事務処理につきまして携わっていきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

反対です。

議案第11号 和束町農業委員会の委員等に関する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、昨年の国会で農業委員会法が改定され、これまでの農業委員の公選制が

廃止されたことを受けての条例制定です。

農業委員の公選制は、「農家の代表」機関としての農業委員会の性格を保障する基本的な制度であり、農地の所有者や耕作者から委員が信任され、その意見を農地行政や農業振興に反映させる上で不可欠とされてまいりました。農業委員会が「農家、農民の議会」と言われてきたゆえんであります。ところが、農業委員会系統の組織なども公選制の維持を主張されていたにもかかわらず公選制は廃止され、町長による任命制に変えられることとなりました。

農業委員の選挙につきましては、いわゆる立候補者が定数に足りない定員割れや無投票などの事態もこの間あったことは事実ではありますが、それ自身は公選制とは別の問題であり、農業や農村行政における民主主義の明らかな後退だと言わざるを得ません。さらなる形骸化、形式化に拍車をかける危険性も否定できません。

また、制度上は、農業従事者や農地所有者などの資格も問われなくなっており、運用を誤れば、農地の維持や農業振興にも多大な影響を及ぼす危険性も否めません。

以上のことから、本議案には賛成できません。

全く性格の違うものではありませんが、戦後しばらく教育委員会の委員も公選制で選ばれていた時期がありました。しかし、今回のケースと同じように首長の任命制に変えられ、その後、教育委員会は形式上は独立した機関ではありますが、実質的には、自治体行政や首長の下請的で硬直した機関に変貌した経過がございます。そのことが昨今の教育委員会の体質に影響しているとの指摘もあります。

一概には言えないにしても、農業委員会におきましても、そのような危険性は十分はらんでいると考えております。その意味からも、農業委員や農地利用最適化推進委員の選任に当たっては、これまで以上に「農家、農民の代表」機関としての性格を維持し、発展させる観点が必要であり、町長や行政の責任は大変重いと言えます。その点を強く指摘、要望いたしまして、反対討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 1 1 号 和東町委員会の委員等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 1 1 号 和東町農業委員会の委員等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 1 2 号 和東町観光案内所設置条例の制定について、議案第 1 3 号 和東町観光案内所の指定管理者の指定について、以上 2 件を一括議題といたします。

9 番、岡田議員。

○ 9 番（岡田 勇君）

日程第 8 の議案第 1 2、1 3 のところに予算のあれがあるんですよ、この中にね、今の説明のところに。予算は 2 9 年度の予算を通過してから話ならわかりますけどこれをさき通したらその予算の審議はもう既にできたということなんです。見てください。だから、議運を開いてください。お願いします。

○ 議長（畑 武志君）

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後 5 時 2 0 分～午後 5 時 3 0 分）

○ 議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第 1 3 号 和東町観光案内所指定管理者の指定については、2 1 日の 2 日目に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第12号の提案理由を申し上げます。

近年増加している国内外からの観光客に対し、さまざまなニーズに対応できるよう、町内の観光情報を集約し、豊富な案内ツールの提供と親切できめ細やかなおもてなしにより、地域住民や観光客の利便性及び満足度の向上を図り、さらなる交流人口の拡大につなげることを目的に、和束町観光案内所を設置するに当たり、和束町観光案内所設置条例を制定いたしたく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重なご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

私のほうからは、議案第12号についてご説明をさせていただきたいと思っております。

説明に入ります前に、まことに申しわけありませんが、議案第12号の条例概要資料につきまして、1. 概要、6. 指定管理者による管理の条文を第7条及び第8条とすべきところを誤って第6条及び第7条と記載しておりましたので、お手元に修正版のほうを置かせていただいておりますので、差しかえにつきましてよろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第12号

和束町観光案内所設置条例の制定について

上記議案を提出する。

平成29年3月10日提出

議長のお許しを得まして、条例の概要によってご説明を申し上げます。

概要のほうをごらんください。

本条例は、平成29年4月からの和東町観光案内所の開設に伴い、観光案内所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

1. 概要に記載しておりますとおり設置目的を1条に、名称及び位置を第2条に定めておりまして、名称につきましては、和東町観光案内所といたしておるところでございます。

また、観光案内所が行います事業を第3条に定めておりまして、観光案内業務や観光情報発信のほか特産品や工芸品の展示・販売といった業務を行っていただくという形で設置をさせていただいております。

4番目、開所時間及び休所日につきましては、第4条のほうを定めておりまして、開所時間につきましては午前9時から午後5時まで、休所日につきましては、年末年始、12月29日から翌年の1月4日までを休所日といたしておりまして、ただし、施設の管理都合上等で町長が必要と認める場合は一時的に変更することができるという形で定めておるところでございます。

5. 利用の制限につきましては、利用者が以下のいずれかに該当する場合はということで、適切な利用がされないような場合につきまして、利用の停止または退去を命じることができる旨、定めさせていただいております。

6. 指定管理者による管理につきまして、第7条及び第8条に定めさせていただいております。和東町観光案内所の設置目的を効果的に達するために必要と認めるときは、指定管理者制度を活用することができるという旨を定めさせていただいております。

また、管理業務につきましては、第3条に掲げる事業のほか、観光案内所の利用に付随する業務、また施設及び設備の維持管理に関する業務、その他必要なものという

形で規定を整備させていただいておるところでございます。

また、施行日につきましては、公布の日から施行するという形でさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

議案第12号と13号をやるところでしたが、13号だけ21日に持ってくるということですが、本当はこれは21日に二つともやるのが適当だと思うんですけど、成り行き上、13号だけ21日にやるということになりましたが、ちょっと質問がしづらくなりまして、ほかの方は質問されないので、私はちょっと変わってるから、ちょっとだけ13号に触れないように質問させていただきたいと思っておりますけれど、観光案内業務といって、これは4月1日から4年間ほど指定管理者をされますよね、これは13号にのってますけれど。そうだから、観光案内ということは、4月1日からもしやられるんでしたら、その案内の人に和東の歴史・文化をちゃんと勉強させてるんですか。その辺をお聞きしたいんですけれど。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

今年度の予算のほうで3月に一定採用させていただくという形で予算のほうをつけていただいております、商工会のほうで雇っていただいて、実は本日お昼にですね、緑泉コースを歩くマップづくりといったような行事をしております、それにも参加していただいたりですとか、また15日には接遇の研修といったこともさせていただ

く予定としておりました、4月に入りましたら案内ができるようにという形で、いろいろ勉強のほうをさせていただくような形で進めていただいております。

また、こちらのほうの協力隊の増田隊員につきましては、入ってもらったときから、そちらのほうに来年4月以降、入ってほしいということはお伝えしております、現在のところ、そういった勉強というの、町内の歴史等についてもさまざまな方に教えていただくという形で今、勉強しておりますので、そういった2人の体制を組んでいけたらなということで、今、準備を進めているところでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

古田課長には3月いっぱい京都府に帰られるのに、私、こういうような質問をして、嫌な思いを最後に持って帰ってもらって、京都府に帰っていただくことは非常に心苦しいんですけど、この26日に開所式、竣工式をやるということは、そのときにその方もそこにいるということですよね。そしたら、やはり私、勉強が足りないと思いますよ。和東を知っておられる方か、こんなことを言ったら失礼かな、若い人だったらそんなこと余りわからないでしょうと思いますよ、よほど勉強ささないとお茶の反別はどのくらいあるねん、そして、一番茶ってどのくらいまでできるねん、そして二番茶はこうですネん、抹茶はこんなんですネ、そしたらその製造過程はどうですのということで観光案内所に来られて聞かれたら、そんなこと答えられるんですか。それを勉強するのが観光案内所の業務でしょう。

和東町の歴史と、そしてお茶の地場産業のことを聞きに来られて、ビシッと答えられることがなかったら、こんな観光案内所は必要じゃないじゃないですか。私はそういうふうに思いますよ。町長、その辺、どのように思われて観光案内所をつくられたんですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、ご質問いただいている内容は非常に大事なことであろうというふうに思っております。できる限り、あと残されておるわけなんですけど、そういったご質問の趣旨も十分いただきながら、努力というのか、解消に向けて努力してまいりたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

物をつくっておいて、そこで後で人を送り込んで、そして和東の観光の案内をするねんということで、建物は立派やけど、中は全然なってないというような感じですよ。やはりもう少し余裕を持って、そして勉強させてやるべきやと思いますよ。大きいお金を使われるんですから、私はそのように思いますね。

この辺でこのぐらゐのことは私、もうやめますけど、和東町内の特産品で、やはりお茶がメインですよ。和東町の特産品は何かほかあるんですか。ミズナですか。ミズナは年がら年中できるわけじゃないでしょ。やはりメインはお茶ですよ。その辺のことでちょっと教えていただけますか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

おっしゃっていただいているとおり、お茶が中心になるかと思いますが、現在、お茶を活用した6次産業といいますか、特産品といったものもつくっていただいている方もおられますので、そういったものを置いていただくような方向になるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

条例のことですので、書いてあることは重々わかりますけれど、もう少し余裕を持ったことをやっていただいて、恥をかかないような観光案内所をつくっていただけるのが本当だと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、小西議員のほうからそういう話もあったんですけども、ちょっと確認したいんですけどね、やはり今、言われたようにね、観光案内所というふうに公にする以上は、そこに行けば和東の観光に関する情報は全て手に入る。聞けばちゃんと説明してもらえるという前提だと思うんですね、来はる方にとってはですよ、こっちのほうの都合は別にしても。やはりそういう点では、今度そこにかかわっていただく協力隊の方も含めてですね、やはりすぐにそういうことが全部わかるかといったら、それはわかるはずないと思うんですよ。いろんな方に教えてもらったにしても、そんなつけ焼き刃のようにしたって、大変薄っぺらい観光案内しかできないと思うんです。その点でね、それはどなたがやっても同じだと思うんですよ。町長がやられたって全てわかっているわけじゃないし、ただ、そういう点では、やはりこれをちゃんと見れば、一定のちゃんとした水準の観光案内ができるというような資料というか、そういったものはあるのかどうかですね、そこを用意した上で、例えばわからないことがあっても、それを見れば案内できるとかいうことで、そういうことがないとね、なかなか案内するといっても不安が多いと思うんですよ。その辺の具体的な部分というものはあるんですか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

現時点、マニュアル等の作成はまだできてないんですけれども、先ほど小西議員からもご指摘いただきましたように、和東に関する地域、文化、歴史ですね、そういったものについてもきっちり知ってもらう必要があるというふうには思っております、実は先日、ウィキペディア・タウンというイベントを協力隊のほうでさせていただいたんですけれども、そういった事業もしながら、実は和東に関する文献等を集めたり、読んだりというような形で学習のほうもあわせてさせてもらっております。

商工会のほうで採用して対応していただく予定と考えている部分につきましては、まだそちらのほうできっちりできているという状態にはなっておりませんので、今後は4月の開業に向けて、現在のところ、オープンにつきましては4月10日をめどに考えておりますので、それに向けてということで、さまざまな整理を行っていききたいというふうに思っているところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そういう意味ではですね、やっぱり観光案内というふうに一口で言っても、これはそう簡単ではないということだと思うんですよね。

今、カフェのほうでやっていただいているような、いわゆるガイドボランティアですか、していただいていますよね。それでも大変難しいと言われてます。人によってはやっぱり水準というものがあります。そういうことで、本当に公で町が責任を持って運営をする観光案内所の中にはいる方というのは、もっとある意味プレッシャーに強いものになってくると思うんですよね。

そういう点では、やはり全てとは言いませんけども、それに必要な文献であるとか

資料というものはひとそろえちゃんとそろえてね、これをちゃんと目に入れるし、何かあったらちゃんと見返すとかいうようなものを整備しておかないとね、やっぱり無責任な案内になってしまうと思うんですよね。そこはちゃんとすべきだというふうに思います。

その上でですね、今度設置すると言っている施設ですね、設置すればいろんな方が利用すると思います。そういった点で、そういったいろんな方が来られてもちゃんと利用しやすい施設であるかということが大事だと思うんですね、今の時代は特に。今からつくってる施設なんですからね、何十年も前に建て直したんじゃないくて、今、新しくつくったわけですから、そういう点では最新のそういうバリアフリーというものが必要だと思うんです。

先日、委員会で見させてもらいましたけどね、当初もちょっと言っていましたけど、やはり階段が大変厳しいですよね。階段も大変狭い階段ですし、いわゆる福祉センターのようなああいう座って上がっていけるようなものもつけられそうもないですよね。そういう点では、車椅子の方とか足の不自由な方というのは2階には上がれないと思うんです。

この前、見させてもらったときに町長なども大変見晴らしがいいと。ちょうどバルコニーというか、あっちのほうでいうたら釜塚の景観資産がそのまま見えて大変いいという話をされてましたけどね、そういう方は行けなくなりますよね、初めから。

だから、そういう意味では、契約のときにも言いましたけども、やはりそういったことへの配慮がないというのは大きな欠陥だと思うんですね。これは別に観光客だけ違いますよ。そこで働く方だってそうなんですよ。言うたら、どんな方がそこで働かわからないじゃないですか、今後。車椅子の人かもしれないし、そういう方だって働けるといふ職場じゃないといけないと思うんです。そう考えたらですね、やはりその辺の配慮が全くないというのは、現代的な施設としては大変欠陥だと思っているんですね。その辺、今の段階ではどうこうできませんけども、もうちょっとその辺、今

後どういう方向があるのか、その辺をちょっと説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

お答えいたします。

まず、先ほどご質問がありました観光のマップ関係なんですけれども、これにつきましては、既に和束町では数種類のマップを今、観光で案内をしております。ただ、窓口に来られまして、一つは開庁のときだったらいんですけれども、閉庁のときに日直も置いているんですけれども、なかなか充実した観光案内ができないということで、今回、観光案内所ということで設置させていただいた、こういった大きな経過がございます。だから、今後充実していかなければならないマップというのは、指定管理者制度をご承認いただきましたら、商工会で考えていただいているのは、食べるところ、また宿泊するところ、そういった専門店をどう案内していくのか、これが大きな課題だと考えております。商工会のほうで今、考えていただいているのは、そういった店を登録していただいて、それをもってそういったマップを充実していこうと、このように考えておりますので、今、観光マップが全然ないとか、そういった意味ではございませんので、そこら辺、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、構造的な問題なんですけれども、これは設計のときに岡本議員がご質問されてちょっと答えてたこともあるんですけれども、今、福祉センターでリフト式のエレベータがあります。福祉センターというのは古い施設なんですけれども、躯体が鉄筋コンクリートという、そういった躯体自体がそれに耐えられるような施設になっております。ただ、今回の観光案内所というのは木造で建てております。これは地盤が盛り土ということもございまして、一定のくい打ちはしておりますけれども、やはりそこら辺も配慮した中で、建設費も含めまして考慮した中でやっておりますのでただ、あんだけの面積ですので、本来なら平家建てでできましたら、それが全て今、岡本議

員が言われている課題のほうは解決するんですけれども、なかなか駐車場もとりたい、また一定の案内所も設けたいといった中で、限られた用地の中で設定しているということで、そういった身体のご不自由な方に2階にのぼっていただくような施設をつくりたいんですけれども、なかなか構造上、ちょっと有せないといったことになっておりますので、そこら辺はご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第12号 和東町観光案内所設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第12号 和東町観光案内所設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第14号 和東町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第14号の提案理由を申し上げます。

平成29年5月30日に施行されます行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律の附則第1条第5号に掲げる規定により、地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを使用する場合においても、情報ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となることから、和東町個人情報保護条例及び和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例について改正する必要性が生じたので、この原案を提出させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第14号のご説明を申し上げます。

議案第14号

和東町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成29年3月10日提出

和東町長 堀 忠雄

裏面に改正条項を載せさせていただいております。議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明を申し上げます。

資料No.14ということで、新旧対照表をつけさせていただいております。その後一部改正の概要をつけさせていただいております。

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令の制定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、番号法でございます。附則第1条第5号に掲げる規定の施行期日が平成29年5月30日となったことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正条文の第1条では、番号法第26条の規定が新たに追加されることに伴いまし

て、引用条文の第 28 条を第 29 条に 1 条繰り下げるという改正でございます。

第 2 条でございますが、今回の改正によりまして番号法第 30 条第 1 項の規定より、読みかえて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 35 条に伴い、通知先として番号法第 19 条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を通知先に追加するということでございます。

本町におきましては、条例を制定した独自利用は定めておりませんが、法律の改正に基づきまして、条例にその旨を追加するということでございます。

個人情報の法律の第 35 条の改正につきましては、この表に掲げてあるとおりでございます。

施行日につきましては、29 年 5 月 30 日といたしております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 14 号 和束町個人情報保護条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 14 号 和束町個人情報保護条例等の一部を改正する条例は、

原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第15号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第15号の提案理由を申し上げます。

「一般職の職員の給与に関する法律」の改正により、扶養手当の支給額及び支給対象が改定されたことに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」につきまして、平成29年4月1日から施行されることから、本条例の一部につきましても所要の改正を行う必要がありましたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第15号のご説明を申し上げます。

議案第15号

和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成29年3月10日提出

和束町長 堀 忠雄

裏面以降に一部改正条例文を載せさせていただいております。

議長お許しを得ておりますので、資料に基づきご説明申し上げます。

資料No.15、新旧対照表のあとでございます。

一部を改正する条例の概要でございます。

改正の経緯でございますけれども、提案理由にもありましたように、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正されまして、来年度以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されるということでございます。

配偶者の扶養手当を段階的に減少させ、子に係る部分を増額するという変更でございます。

それに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、損害補償の算定の基礎となる額の加算額、加算の対象は、その給与法で定められておるところでございます。

上記のとおり、基準政令で定められております扶養親族加算額及び加算対象区分についても改正されたということで、本条例もそれに基づいて改正をしたというところでございます。

改正の内容につきましては、この表に掲げてあるとおりでございます。加算額でございます。

第1号、これが配偶者でございます。現行加算額433円を平成29年度では33円、平成30年度以降で217円。

第2号、これは子でございます。平成28年度、現行は加算額217円、配偶者がいない場合は367円、平成29年度加算額267円、配偶者がいない場合は333円、平成30年度以降333円ということでございます。

以下、3号から6号までということで、それぞれの区分に応じた形で扶養の加算額が引き上げられるというところでございます。

施行期日は、平成29年4月1日となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今回、いわゆる扶養手当のあり方というか、その分が変更になっていくと。配偶者の部分については、段階を追って減額されていく。

一方で、子供の部分についての手当が一定ふえていくという状況があるんですけども、これはいろいろな部分で、その職場であるとか、いろんなところで適用した場合には、利益になる、不利益になるというのが大変分かれるというように聞いているんですね。ある意味、国としては子育てのほうに一定その予算を回したいというような思いがあるのかもしれませんが、その辺ですね、今回の消防団員の関係でいきますと、これを適用した場合にどのようになるのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、消防団員の家族構成のことをお尋ねだと思います。

詳細には把握はできておらないというところではございますけれども、一定、消防団員の年齢の構成からいたしますと、22歳に達するまでの子を持つ団員のほうが多いという認識を持っておるというところがございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第15号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第15号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

本町におかれています人権擁護委員3名のうち、渡邊隆一郎さんが平成29年6月30日付で任期満了となります。

つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものであります。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

井上人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

それでは、諮問第1号 人権擁護の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

諮問第1号

人権擁護の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

記

住 所 和東町大字白栖小字長井126番地

氏 名 渡邊隆一郎

生年月日 昭和23年7月23日

平成29年3月10日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページをめくっていただきまして、略歴書をつけております。

渡邊さんの略歴につきまして、若干説明させていただきます。

渡邊さんにつきましては、昭和43年3月、京都府立木津高等学校和東分校農業科を卒業されました。

卒業後は家業であります農業に従事され、現在もご活躍されております。

また、経歴についてでございますが、昭和59年4月1日の和東町消防団西分団長を初めまして、平成18年4月1日の和東町白栖区長の就任を最後に、和東町を中心としました各分野における要職を歴任され、ご尽力をいただきました。

また、人権擁護委員の関係でございますが、平成26年7月1日より法務大臣の委嘱を受け、現在、住民の人権擁護、人権啓発にご活躍、ご尽力いただいております。

渡邊さんは人権問題に対し深い理解があり、温和人柄で、正義感が強く、地域住民からも信頼が厚く、また今後においても活発な活動が期待できる適任者であると思われまます。

以上のことより、今回、平成29年6月30日をもって任期満了となります渡邊さんを再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき諮問させていただいた次第です。

どうかご同意いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

ただいま説明がありましたように、本件についてはご理解いただけたものと思います。

この際、質疑・討論を省略し、諮問されたとおりの異議のない旨を答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問されましたとおりの異議のない旨、答申することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました予算特別委員会は、来る3月15日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

また、予算特別委員会の2日目終了後、本日、議会中継を録画しておりましたので、委員会室で議員全員で録画を見ていただきますようご承知ください。

本日はご苦労さまでございました。

午後6時08分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 3 月 31 日

和東町議会議長 畑 武 志

署名者

和東町議会議員 岡 本 正 意

〃

和東町議会議員 小 西 啓